

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 8 集

1984

福 岡



福岡市立歴史資料館

研究報告

第 8 集



1984

福岡

1. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

2. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$

3.

4.

5. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$

6. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$

7.

8. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{6} = \frac{1}{12}$

9.

10.

11.

12.

序

資料館活動の基礎となる調査研究の報告は、昭和五十二年に第一集を刊行して以来、毎年一冊ずつみかさねて、第八集になりました。この間、館蔵資料に関する調査研究成果を公表し、常設展・企画展等に多少なりとも反映させてまいりました。今後は博物館学的研究もすすめるべきかと存じます。

市民各位の御指導と御協力をお願い申し上げます。

昭和五十九年三月三十一日

教育長 西 津 茂 美

ここに福岡市立歴史資料館研究報告第八集を刊行いたします。

研究報告は館活動に必要な、資料の研究・調査の成果を公表するものであります。

これまでにつみかさねてきた調査研究の成果を、今後の活動に十分生かすよう努めるとともに、各専門分野および博物館学的立場からの批判に耐えうる調査研究を進めてまいりたいと存じます。今後とも皆様の御批判と御指導をお願いいたします。

昭和五十九年三月三十一日

館長 後 藤 直

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

目次

高田 茂 広	鹽の浦 <small>（鹽）</small> 、弘浦 <small>（弘）</small> と松田文書……………	1
佐々木 哲哉	資料館における 民俗資料収集試験……………	21
後 藤 直	青柳種信の考古資料 <small>（白）</small> …………… —金印に関する資料—	37
塩屋 勝利	福岡市能古島の考古資料……………	57

蟹あまの浦 “弘浦” と松田文書

高 田 茂 広

一 はじめに

昭和五十九年は志賀島で金印が発見されてから二百年目にあたる。この際、志賀島がどういう島であったかも調べようということになり、近世を中心という立場で調査をはじめた。

志賀島公民館の目下部国男氏の御協力もあって、最初に出会ったのが松田文書である。

ここ十数年間にわたって筑前の浦万資料を収集してきた私にとつて、志賀島の資料は初めての出会いであり、特に瀬浦の資料ということで松田文書は特筆すべき資料であるということが出来る。

志賀島といえば、万葉や志賀海神社、そして金印などがあまりにも有名であり、研究の重点もそれらに置かれてきた。松田文書についても、金印研究の一助として大谷光男氏が調査されたものであるが、今回、漁業史という立場で調査し、文書の整理もしたので、その一端を述べる。

二 近世における志賀島

志賀島といえば、福岡市に合併される以前の粕屋郡志賀島村といった状態が近世から続いていたと考えがちである。ところが、これは明治二十二年の町村合併以降の姿であり、明治初期においては、西戸崎も含めた志賀島村と勝馬村の二村から成っていた。さらに近世まで遡れば那珂郡であり、二村二浦に分離する。これらのことを説明する資料として、『筑前国統風土記』『筑前国統風土記附録』『福岡県地理全誌』等があるが、そのうち、『福岡県地理全誌』から抜萃すると次の通りである。

福岡県地理全誌 卷之一百二十四

第十三 那珂郡之十一

二十二小区 志賀嶋村

東 福岡縣廳。道程七里餘。海上三里。南早島郡磯崎村四二里。西志賀嶋。北博多郡重島村三里。

疆域。東 糟屋郡奈多浦三。西 弘浦町二十九 西北 勝馬村一ニ接
 シ、人家本村七百六十 西堂戸。大岳戸。久保戸。藤橋戸。塩屋二。
 六所ニアリ。木村ハ村浦ヲ分ツ。馬場町・小路町・旦過町分百十村
 三。上方和名抄ニ船屋郡惣領トナルベシトアリ。西方以上浦分官 等ノ名アリテ、町立
 南北三町餘アリ。日本紀磯鹿、風土記資珂、延喜式志加、和名抄志
 珂トカケリ。三代實録萬葉集等ニ志賀トモカケレハ、シカトモ、
 シガ共唱フヘキニ似タレト、里人ハ昔ヨリカラ清テ唱来レリ。古
 ハ糟屋郡ニ屬シテ ノ頃ヨリ那珂郡ニ屬セシナキ。天文二十一年大内家ヨリ志
 賀神社領寄進状ニハ 近嶋ト云ヘリ。(中略) 人家昔ハ今ノ馬場町ノ東
 ニアリシカ、波瀾ノタメニ陸地漸ク類崩シテ、其跡海底トナリ家
 形瀬ト云ヘリ。其後民居散在シテ、慶長年間新ニ村居ヲ立タリ。
 今ノ小路町筋是ナリ。(後略)

勝馬村

(前略) 人家本村下方。黒田。冷水。大浦戸。二所ニアリ。古ハ志
 賀嶋村ニ屬セシカ、寛文四年申辰、別村トナレリ。(後略)

弘浦

(前略) 人家西方・中村方。一所ニアリ。町立南北三町アリ。モト
 志賀嶋ノ枝村ニテ、今モ家ノミ此浦ノ所有ニテ、土地半ハ志賀嶋
 村ニ屬シ、半ハ勝馬村ニ屬ス。(中略) 一村ノ婦女皆浴スル故海人
 浦共云。(後略)

以上が『福岡県地理全誌』の記述であるが、このうち、志賀島の



図1 志賀島図 (海上保安庁水路部測量海図福岡開港より作成)

村と浦は行政的には別組織であり、それぞれ郡奉行と浦奉行の支配下にあった。したがって、明治以降における志賀島村は、近世においては二つの村と二つの浦から成り、それぞれを村庄屋及び浦庄屋が支配した。

弘浦が志賀島村と勝馬村の両村にまたがって存在したという事実
は筑前において非常に特異な現象であるが、当時、筑前の浦が地上
権を持たなかったということは志摩郡の宮浦においてもその事を示
す文書があり、各地で同じような現象があったのではないかと考え
られる。これは行政としての権利を示すものであり、個人の土地所
有とは別問題であった。

三 蝦浦あまについて

弘は蝦浦である。蝦とは海士・海女等とも書かれ、潜水漁を専業
とする人のことである。したがって蝦浦とは蝦の住む浦ということ
になる。筑前では鎌崎が有名であるが弘浦も重要な蝦浦であった。
『筑豊沿海史』は弘浦について次のように述べている。

永禄年間、宗像郡鎌崎の海人、本浦に來り蝦漁業を営み、永住す
るに至りたりと云ふ。これをこの地に於ける蝦の祖先となす。ま
た一方高祖城陥落の際、その臣今泉某等の、この地に運れ來るあ
り。これ等の子孫次第に繁殖し、以て弘浦今日の基を作れるなり。
或人の説に、「この地の蝦は、奈良朝時代、志賀白水郎荒雄よ
り始まりし」と。これ実に有力なるの説にして、当時、蝦漁業の

如きも、幾分の発達をなせしや疑なし。然れども、今、この地住
民の祖先が、萬葉に載はれし、白水郎荒雄なりとは思はれず。

(中略)

蝦漁業、永禄年間に蓋し、本浦最古の漁業なり。往昔一時非常
に發展し、玄界洋は、恰も我領界の如き思をなして活躍し、玄
界・西浦・野北・芥屋・岐志・姫島の邊に至る迄、みなその出
漁の範圍に属したり。鮫の長鬚斗と、火打鬚斗とは、この浦の名
産として、年々幕主に献上せり。

以上の記述は、その根拠が明らかにされていない。伝承による記
述も多く含んでおり、全部を信するわけにはいかない。

『福岡藩浦役所記録』の次の記述は、弘浦の蝦を指しているのでは
ないかと考えられる。

一 蝦浦之事 寛文元年丑年九月廿六日
海士浦之者共、志賀島・玄界・唐泊り・西浦・野北・岐志・新町
右之浦々にて、かつき仕候度々に、蝦老人に付、她一員宛其浦々
之運上に出し、かつき仕らせ可申候。蝦浦之儀は、御急用之時、
あわひ差上申候間、餘浦之蝦は、右之浦々へ入申聞敷候通、關加
右衛門、山路加左衛門手前より申付候。

この記録からすると、ここに掲げられている浦々は蝦浦ではない
ということになる。残る浦は博多湾以西でみると弘浦・奈多・箱

崎・残島・横浜・浜崎・今津・姪浜・伊崎・宮浦・姫島・芥屋等になるのだが、これらの浦々でも弘浦と芥屋浦を除いて鹽の記録は全くない。したがって、この記録は弘浦が鹽浦であったことを多少なりとも証明する文書といえる。また、その浦に鹽がいるということ、鹽浦であるということは全く別の問題であり、玄界島や野北あたりでも、鹽浦ではないが鹽が唐たであらうことを想像させる文書でもある。したがって近世における鹽浦とは、正確に言えば、藩が特権を与えた、或いは指定した浦を指すことばである。ということになる。

今ひとつ、『筑前国統風土記』及び『筑前国統風土記附録』の「土産考」の記述を引用する。

『筑前国統風土記』

鮫 國中島々海濱、或山の出崎の海中など、すへて海中に石岩多きあら磯に産す。凡國中潜女の居所四箇所あり。鐘崎・大島・波津浦・弘浦也。此所の海辺は、皆女人かつきをなし、鮫を捕、斗鮫をきり、榮螺、海夫人を取て家業とす。此内鐘崎の潜女尤その事勝れたり。世人鐘崎の石決明味まされりといへとも、是を味ひこゝろむるに、異なる事なし。但鮫を取り腹に入、久しく海底に活置は、味やとおれりと云。雄貝雌貝あり。雌貝味よし。製鮫 鰻人腹を捕て、横に切てほす。是を切のしと云。又鱈に似たる故、鱈のしとも称す。腹を切まはし、長くしてほしたるを長のしと云。鰻人等國中にて是を製するのみに非ず、長門・石見・隠岐・志岐・対馬などに行て腹を取り、是を製して大坂にうる。

鐘崎にて製する鰻製鮫は、毎年七月江戸に獻せらる。又丸のしあり。凡京、江戸、大坂其外諸國へ出るのし。鮫、当國の海人の製する處多しといふ。

『筑前国統風土記附録』

鮫 本編に詳也。鐘崎・大島・弘浦に潜女ありて多く取る。今遠賀郡初浦にかつき女をらす、弘浦にて鮫の藻焼と云ものを製す。唯一人有。秘して他に傳へず。志摩郡野北・唐泊の海底にも、大なる鮫多しといふ。

製鮫本編に見へたり。鐘崎・大島にて夏月に製す。

この二つの文書における「潜女の居所四箇所」が鹽浦ではないかと考えられるのだが、これにしても、確かに鹽浦であるとの断定はできない。『筑豊沿海志』では大島の項で鹽の記述が全くないのに対し、芥屋浦の項で、鮫による鮫漁を主要なものとして掲げていること等があるからである。ともあれ、今のところ確実に鹽浦であるということを証明する資料を見出すには至っていないが、鐘崎浦と弘浦の二つの浦を除いては筑前鹽浦の存在はあり得ないということだけは確かである。

四 志賀島浦と弘浦

同じ志賀島の内であって、この二つの浦はその漁法も漁区も全く異にする。弘浦が鰻中心であるのに対して、志賀島浦は鰻中心の漁業であった。『福岡県地理全誌』における両浦の漁業を対比させると、そのことがよくわかる(表1)。

表1 弘浦と志賀島浦漁業比較

	弘浦	志賀島浦
漁家	六七戸	一四四戸
網敷	二張 網二	四九二九張 編網四・地曳網五・ 田作網一・大網四・ 網網三・網成魚網四〇・ 編網四・網網一七・ 飯網三三・コチ網一九・ 法網一八〇〇・ 建網三〇〇〇
船敷	四〇隻 小船一・散波船九・ 漁船三〇	九五隻 小船九・傳道船七・ 散波船一四・漁船六五 塩和布
魚獲物 乃代金	和布 一万斤・ 代金二〇〇〇円 魚類 鯿・鱒・鯛大・小・イ ツサキ・鰯・瀬魚 代金二七五〇円 鮑 一五〇〇貫・ 代金三〇〇〇円 干鮑 三〇〇〇斤・ 代金七五〇〇円 イリコ 二〇〇〇・代金 六円 <small>(魚皮未定)</small>	海苔 一〇〇斤・代金 五円 飯 二〇〇斤・代金五〇〇円 榮螺三万(貫を)代金六〇〇円 イリコ六〇〇斤・ 代金一八〇〇円 鱒 五〇斤・代金三五〇円 鯛 一万斤・代金一五〇〇円 魚類 鯿・鱒・鯛・鰯・ 飯・鱒・アコ・アラ・ タナゴ・イワサキ・鳥 鱒・鱒 代金 九八三〇円
代金計	四八〇六円	代金計 一一六八六円五二銭四厘

この漁業収入を一戸平均でみると、弘浦の七一円七三銭に對し、志賀島浦は八一円一五銭六厘となり、志賀島浦の方がより多くの収入を得ているが、網に對する資本投下の差を考えると弘浦の方がより効果的な漁業を行なっているといえる。海女の差であろうか。漁区についても、元禄以来お互の漁区を定めており、それが今日まで生きているのであるが、委しくは次の項で述べる。

五 松田文書について

弘浦の文書資料としては、実のところ、昭和五八年四月に、西浦の松田又一氏から二六名の資料を得ていた。同氏の家は、近世を通じて弘浦で造船業を営んでおられ、明治まで続いたということであるが、文書の内容としては造船に関するもの一冊を除くと、他は種文類であり、それはそれなりに意味もあるのだが、漁業と直接的に結びつくものではなかった。

今回の松田松秀氏の資料は、祖先が弘浦及び奈多浦の庄屋をされておられたこともあって、両浦の浦支配に関する資料が大部分である。総数も二〇〇点を越えるが、内容としても、先に引用した資料を肯定し、あるいは否定し、補足するものなど、重要なものが多し。

以下、多少の私見もまじえながら、文書を紹介する。

(資料番号は後出の松田松秀文書目録の資料番号である。)

(資料一) この文書は弘浦と志賀島浦の漁業権に関する「定」であり、同文のものが弘浦漁業協同組合にも現存する。

定

一弘浦志賀嶋岡網代城かなの崎也。是より西老つ瀬迄 弘浦網代之内此所志賀へ無歩ニ漁致させ可申事

一右両浦北之境ハ勝馬明神切也 志賀網代之内とりこせ迄之間 弘浦無歩ニ漁致し可申事

一弘浦網代之内 老つ瀬より勝馬明神迄之間志賀嶋入相ニ不可仕事 右三ヶ条 廣律甚七 山路甚大夫究竟外通今以可相守事

一今度志賀嶋網代を請参外他国網 かなの崎より老つ瀬迄之間にて 漁仕外 此步一志賀嶋へ可取由申出外 倉儀之上無法也 網代雖

為入相 他国并御国内他浦之者共ニ網代を望諸漁仕外ハ、歩一 網代抱之浦江可取事

岩永孫左衛門

高原孫太夫

元禄十年四月十一日

弘浦人中

〔奥裏書〕 表書之證文 弘浦へ出置外間 可得其意外

同年

同日

志賀嶋弁指

市兵衛殿

同 浦人中

〔資料四九〕弘浦が瀬浦であつたことを示す文書であり、同時に弘浦で生産された干鮎が磯物として長崎へ送られ、一般庶民の手には

渡りにくかつたことをも示すものである。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

一長崎御用干鮎 当年当浦受負高相調申外 尤未タ生干ニ御座外間 重覺能干立相納外様可仕外 右ニ付 此先取揚外鮎疋貝小貝之分

両市中左之間屋ニ而生売仕外様被仰付可被為下外 此段備ニ奉願 上外 以上

博多横町 左野屋与三右衛門

福岡萬町 西濱屋徳右衛門

同所湊町 貞次

同所魚町 志賀屋半右衛門

同所 西濱屋五平

同所 瀬戸屋喜右衛門

弘化三年午八月

弘浦庄屋 孫七

御浦御役所

右弘浦御願申上外越吟味仕相違無御座外 宜御聞通被仰付可被

為下外 以上

新宮浦大庄屋

平四郎

同年八月

細江猪三郎様

〔奥紙書〕

一俵物ニ不相成症員之分 生先差免ひ之条 入念獲之儀無之様可

相心得ひ事

午八月廿四日

細江猪三郎

〔資料一二七〕 切製斗を献上していたことを示す。

請取

一御献上御用

切製斗五斗五升八

六月廿日

弘浦庄屋

与藏殿

□□屋正次郎

漆の所に黒印〔長方印〕あり

〔資料六五〕 俵物として煎海風を納めていたことを示す。また、幕末期における筑前中触の大庄屋が志賀嶋浦安十郎としか判明していなかったものを、折居安十郎とはじめて示した文書である。

御用俵物相納申上送り状之事

煎海風正味百斤

右之通相納外 御買上ヶ被仰付可被為下外

以上

安政二年卯九月

筑前國浦大庄屋

津上定右衛門〔黒印〕

同 大輪弥三〔黒印〕

同 折居安十郎〔黒印〕

長崎俵物

御会所

裏二行目「味」の所に「折居」の黒印、「斤」の所に「津上」の黒印あり。

〔資料五九〕 弘浦が御用魚を納めていたことを示す。今まで、御用魚を納めていた浦は伊崎浦だけであると考えられていた。また、旅漁船の取扱ひ方をも示す。

弘浦庄屋組頭御願申上ル口上之覚

一御上り御用之魚納方之儀ニ付 旅漁船当浦江居浦御免可被仰付趣

疑有奉存上外 兼而居浦御願申上外儀ニ御座外間 何卒御許容被

仰付可被為下外

一御用着方外儀ハ 日々取揚ひ魚御用間屋江為持出外之様可仕外

一旅漁船巻帳ニ付 当浦漁人奄人宛乗組セ 沖合獲之儀無之障リニ

相成不申様見ケメ為仕可申外

一旅漁人奄人別木札相渡置 外旅漁人御領海ニ而漁事不仕様訖度見

ケメ可仕可申外 左外ハ追々当浦漁人共其今取方本も訖度為縁

ニ相成可申外相見込申外間 居浦御免之儀宜敷御聞通被仰付被為
下外様奉願上外 以上

嘉永六年丑三月

弘浦組頭 清吉
同浦庄屋 孫七

御浦

御役所

〔資料四〇〕 鱧釣魚習得に関する文書である。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

当浦長崎御用俵物受負御座外処 近年不漁ニ而 納高相觸不申

毎々御厄介之段御願申上奉恐入外 然ルニ長州玉江浦之漁人鱧釣

漁専ニ仕外間 雇入漁事仕習せ度奉存外 追年漁事仕覚外之者

取捨ケ外鱧鱒俵物之足シニも可相成外ニ付 右漁人三ヶ年之間雇

入外義 御免被仰付被為下度御願申上外 御慈悲之上 願之通宜

敷御許容被仰付可被為下外奉願上外 以上

弘浦庄屋

天保八年三月

源六郎 (黒印)

同浦組頭

善八 (黒印)

同

孫七 (黒印)

御浦

御役所

〔資料八九・九〇・一三四〕 他国との出入りが多いのは浦方の特長であるが、この三通の文書は他国人の永住を示すものである。

〇 辨證拠之夏

豊後府内

一 男老入

清助

右之者真宗当寺旦那ニ紛無御座外 年来其御国元江滞在仕居外懸

其浦互入頼願出外旨申来外間 御勝手次第ニ貴寺檀那ニ御指加互

可被成外 依而拙寺帳面指除外 為念一札如件

同国問所

慶応四年

正教寺

辰正月

筑前那珂郡弘浦

香音寺

〇 出方

一 肥前嶋原東古賀村

榮助

右之者 先祖代々一向宗拙寺檀那ニ紛無御座外処 永々其御国互

滞在致居外上 其地へ一生居住入判仕度 同人も願出外間 於当

寺ニ上も指支へ無御座外 乍御迷惑貴寺旦那へ御指加互可被成外

為後年一札如件

慶応四年

辰正月

筑前那珂郡弘浦

香音寺

岡岡所

正念寺

○其浦滞在左之者共入判之義願出 間届ニ相成ハ条 入判為致可申
作 此段申入ハ 以上

豊後府内出生

卯三郎

清助

鳩原出生

近助

栄助

那珂席田夜須御笠

郡役所(黒印)

三月十九日

弘浦庄屋

松田与藏殿

〔資料一三・二五・六一〕弘浦は人口が少なかったからであろう
か、他の浦や村・町との縁組が多い。また、庄屋等の他浦との交流
も多かったようである。

○宗旨御改ニ付證據之事

一当浦彦四郎女子志け 其村嘉市所ニ縁付ニ参ハ条 当浦宗旨帳面
差除ケ申ハ 其村帳面御書載可被成ハ 仍而證據如件

弘浦庄屋

新平

文化十一年二月

諸岡村庄屋

惣助殿

○宗旨御改ニ付證據之事

一其町利三郎女子かね 当浦武平所ニ縁付参ハ条 其町宗旨帳面御
指除ケ可被成ハ 当浦帳面書載可申ハ 為後日依而請證據如件

新平

文政六年二月

大工町年寄

又吉殿

〔地裏書〕
〔間届〕

○弘浦出人宗旨帳面弘出御願申上ル事

一男老入ハ

組頭 清吉

此者当郡志賀嶋村庄屋助役被仰付 引越参ハ条 弘出御願申上
ル

一女老人へ

伊吉妹 わき

此者当郡勝馬村勝七所江縁付ニ参り条 弘出呉り様相願申外

一同老人へ

菊殿女子 きく

此者同郡同村平蔵所ニ縁付ニ参り条 弘出呉り様相願申外

男老人

合 女式人

右之者共 当春当浦宗旨帳面弘出之儀 御聞通被仰付可被為下外

此段奉願上外 以上

嘉永七年正月

弘浦庄屋 孫七 (黒印)

間浦組頭 亀右衛門 (黒印)

御浦御役所

右弘浦出人願吟味仕 相違無御座外 願之通被仰付可被為下外

以上

志賀嶋浦大庄屋

同年正月

安十郎

矢野太左衛門様

細江猪三郎様

三好市太夫様

寮端裏に黒印二箇所あるも誰の印か不明。

〔資料三三〕宗門改めに関する文書も何点かある。この文書は断簡ではあるが、弘浦の平均寿命が他の浦や村よりも多少長命であったことを示すものである(部分のみ載せる)。

文政十年三月

浦中都合人数三百六拾七人内 男百八拾九人 女百七拾八人

内

男百五拾式人 十一歳以上誓紙判形仕分

女百五拾老人 右同断

男子三拾五人 十歳以下誓紙判形御赦免之分

女子式拾七人 右同断

〔資料五二〕外海に面する弘浦では波戸の存在は重要なものである。この文書は、波戸の修復に関するものである。

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚

一 当浦人家閉波戸 前々及大破申人家下迄 打崩れ処 囲石垣度々御普請被為仰付 御陰ヲ以人家固之処者丈夫相成 難有奉存上

外然ルニ破戸根元空地之所 是迄漁船引上ケ場ニ外処 近年波上ケ強 殊ニ波戸大破ニ付 少シ及波立外ハ波戸打越シ 空地波

戸石取合ニ波先入れ廻シ 只今ニ而ハ船引上地弥少ク相成ニ而

船持之漁人甚難波仕外居外間 百姓申中会 石屋参り節ニ右波戸

根所并外並倍上ケ 崩れ石取揚・波戸鼻海込捨石見積せ外処 余

分受負賃銀高ニ相成外間 其儘打捨石置外処 次第と波上ケ強ク

相成外而只今之通ニ而者人家下抵迄も弥少ク相成 船引地無御座

外 右波戸之儀 石屋積通下並倍上ケ十六間并海込捨石崩込石取

上ケ仕繕仕度奉存上外得共 何様難波浦ニ而 余分之金子難及目

力 御用繁之御何共恐多く御願ニ御座り得共 御浦浦金廿貳両程
御拜儀奉願上外 左外ヘハ御陰ヲ以右波戸損所取繕り得て大波之
節及心強ク 船引上ケ尚又少々波立外節成文ケ沖合之持も出精
可仕外 只今之通ニ而者少シも波立外節ハ持損 能き場所ヘ船
引上ケ置度専一ニ而 沖合之持及心儘ニ不被仕居申外 宜敷被為
加御評議 願之選擇被仰付可被為下外得者 次第ニ波當及減シ
為家ニ及相成可申外 御慈悲之上願之通御聞通被仰付可被為下外
此段偏ニ奉願上外 以上

嘉永二年酉八月

弘浦組頭 卯七

同浦庄屋 孫七

(後欠)

(資料六六) 弘浦は玄界灘と博多湾の接点に位置し、船の往来も多
かったからであろうか、遭難に関する文書も何点もある。この文書
は筑前における遭難時の処置が、どのようになされていたかを示す
ものである。

濱寄物之事

一、私共義能州羽喰郡富木向家町 拾四反帆塩屋次平船 沖船頭太
三郎 加子久三郎栄吉末吉又吉五人乗組 買積渡世仕 此度奥州
津軽領青森ニ乗下り 米四斗三升入五百貳拾六俵買積 五月廿七
日同渡出帆仕 長州下ノ関江志ノ順々乗登六月十三日能州福浦江
着船仕 風順悪敷滞船仕 六月十六日同所出帆仕断々同廿八日長

州観音崎沖迄乗登居外処 東風次第ニ吹舞何分地方江難乗寄
合ニ漂イ居外処 弥以手強相成 翌廿九日朝御當國玄界嶋近ク乗
落外間 嶋際ニ淀三頭突入限相働緊留居外得共 浪道出来仕
難相波見受外間 米七拾俵余荷打仕 神仏ニ相祈免哉角仕外内

西風ニ吹変 俄之暴風高波烈敷 浦船外難打難シ程共ニ流失仕
追々淀網三頭共指切 疾早可致様無御座 五人共一同嶋目當ニ游
九死一生ニ而揚陸仕 闘手江ハ御役人衆人夫大勢破断ニ御出動被
下焚火弱ホニ而御暖ノ御介抱被成下 御蔭ヲ以漸々仁氣基キ難有
奉存上外 元船も御浦取被下度 段々御心配有外之外ヘ共 高波打
渡風波弥増 船仕出来不仕残念ニ奉存外 私共宿御當嶋甚十殿方
ヘ御申ケニ相成 諸御心添ヘ被成下難有奉存上外 右破船之次第
翌朔日御城下并官浦大庄屋元江御注進ニ相成外処 唐泊浦庄屋作
右衛門殿御出動ニ相成 私共御呼出 破船之始終吟味被仰付外
間前断有休申上外処 不自由之義も外ハ不関申上外様被仰付
難有奉存外事

一 元船弘浦抱江流寄外難承り外付ニ付 早速玄界嶋浦船ノ人夫御乗
組 私共一同渡海仕外処 明神元瀬原ニ打上居外旨 同夕勝馬村
ノ相届ケ外由ニ而 翌朔日朝官浦大庄屋元江御注進御座外処 大
庄屋津上定右衛門殿為御代動 志賀嶋浦庄屋兵次郎殿御出動被下
破船場御見分之上 私共被召呼 積荷米之外狭荷ホハ無御座外故
御詮義被仰付外得共 何さヘ被受不申外間 前断之趣申上外外
私共宿弘浦藤吉殿方江御申付 不自由之義も御座外ヘハ無違申
出外様被仰付 難有奉存上外 所御役人衆ノ厚御心配被成下外上

ハ 何さへ不自由望之義無御座外段申上外事

一 往來御切手之義御吟味被仰付奉畏上外 御切手申受 沖船頭大切
ニ仕 往來箱掛現ニ入居外処 前新申上外通之災難誠ニ身すから
游揚外程之義ニ付 船中周章御切手取出間合無御座 元船破船之
節掛現散々流失為仕 甚奉恐入上外段申上外処 往來御切手無御
座外而ハ御才判難被成旨被仰聞 御才ニ奉存上外得共 生國能州
富木兩家町ニ而代々真宗徳正寺旦那ニ紛無御座外段申上外処 御
開通御才判被仰付 重畳難有存上外事

一 元船古船之上 瀬原ニ而打碎 切々散乱仕用違不仕積荷米之義

朔日二日兩日平波ニ相成 浦船數艘ニ御役人衆并私共御乗組 入
念御掛被下外処 弘浦ニ而乱儀とも百八拾俵御取揚被下 玄界
嶋ニ而式拾式俵と碇式頭并芋綱市皮綱共御取揚被下 兩所ニ而都

合米貳百貳俵 御蔭ヲ以御掛揚沙圓被成下 私共も相善仕唐申
外 流失米三百俵余并諸道具共 段々御陰被下外得共 其日之

大風高波沙行懸敷場所故 何方へ流失仕外哉相分不申上ハ無致方
毛頭残心之義御座外条 御陰義御断申上外 依之御兩浦江御掛揚
被成下外濡米貳百俵余 船津切々之分并櫓共御兩所ニ而入札私被

仰付御定法之歩一御受取被下 碇并芋綱市皮綱共私共江御引渡被
仰付御内濟濱手形ヲ以御兩地御仕運被成下外様御願申上外處 御
開通被仰付 則濡米并船津切々共 御近浦商人御呼寄 入札被仰

付 高札落札前左之通受取申上外

一 丁銀百六拾八貫四拾毫文

右ハ玄界嶋江御取揚ニ相成申外濡米式拾式俵并弘浦江御取揚ニ相

成申外分百七拾五俵都合百九拾七俵 老儀ニ付丁銀八百五拾三文
宛 弘浦久助嘉助落札前

此拾歩一
丁銀拾六貫八百五文

右ハ御定法拾歩一 玄界嶋弘浦御兩所江相渡申上外分
残而

丁銀百五拾毫ノ貳百三拾六文 受取申上外
右ハ沖船頭大三郎 儲ニ受取申上外

一 丁銀貳貫文
右ハ濡米乱儀五俵 老儀ニ付丁銀四百文宛奈田浦喜三郎落札前
此拾歩一

一 丁銀貳百文
右ハ御定法拾歩一 弘浦江相渡申上外分

殘而
丁銀老實八百文 受取申上外
右ハ沖船頭大三郎儲ニ受取申上外

一 丁銀五貫百文
右ハ船津切々櫓共 志貫嶋浦清三郎殿落札前 沖船頭大三郎儲ニ
受取申上外

一 碇式頭
一 芋綱
一 市皮綱

一 帆切々身繩共

四口

右ハ沖船頭太三郎健ニ受取申上ハ

右之通 諸事被入御念 御才判重覺難有奉存ハ 然々上ハ御当浦
ハ不及申 御近対浦村江ハ而も毛頭申分無御座ハ 依之此通別紙
相認メ 印形判仕相被申上ハ上ハ後年ニ至リ若違變之義も御座
ハハ此書物ヲ以御沙汰可被下ハ 為後年仍而演書物如件

能州羽喰郡富木両家町

塩屋次平船沖船頭

太三郎 (黒印)

加子 久三郎 (昏印)

同 栄吉 (昏印)

同 末松 (昏印)

同 又吉 (昏印)

筑前国

玄界嶋庄屋 次三郎殿

同嶋組頭 新作殿

弘浦庄屋 与蔵殿

同浦組頭 亀右衛門殿

右塩屋次平船沖船頭加子演書物之通相違無御座ハ 尤洋中之義ハ
存不申ハ 以上

玄界嶋庄屋 次三郎 (黒印)

同年同月

同嶋組頭 新作 (黒印)

弘浦庄屋 与蔵 (黒印)

同浦組頭 亀右衛門 (黒印)

右之通吟味仕ハ処 相違無御座ハ 以上

筑前国浦大庄屋代

唐泊 庄屋

作右衛門 (黒印)

志賀嶋浦庄屋

兵次郎 (黒印)

能州羽喰郡富木

両家町庄屋

大鍛冶屋善兵殿

以上、松田文書のうち、おもなものを何点か載せたが、この他に
も弘浦を理解するために必要な文書も多いので、明治初年までの文
書目録を次にあげる。

長崎御幸當年向所江幸常之異國船
 渡來之節三立手當テ水夫并浦伝道
 申渡
 申渡

(弘浦中人名書上)
 西河理弘浦庄屋組頭經取申起請
 文ヲ以申上ル前書之事

精印帳書物之事
 那珂郡弘浦羅莫起請文ヲ以申上前
 書之事

御請合申上ル書物之事
 天保三年
 天保四年二月
 天保六年末二月

書物之事
 弘浦庄屋組頭依御診願乍恐申上ル
 口上之竟
 弘浦仁作組合中依御診願乍恐申上
 ル口上之竟

弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上
 之竟
 (受取)
 (受取)
 (受取)

(受取)
 渡物之事
 弘浦庄屋組頭乍恐願口上之竟

弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 未進候
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟

弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 (口上書)

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟
 弘浦庄屋組頭乍恐願申上ル口上
 之竟
 弘浦庄屋孫七乍恐申上ル口上之竟

文政九年戌五月
 文政九年戌十二月
 (文政十何年)
 文政十何年
 文政十何年
 文政十何年

文政十何年
 文政十何年
 文政十何年
 文政十何年

天保十三年二月
 天保三年
 天保四年二月
 天保六年末二月

天保七年三月
 天保八年三月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月
 天保十三年五月

弘浦役場
 岸原七太夫
 弘浦庄屋 喜助外

百姓中
 弘浦惣裏邊平母
 志島村久吉

久助
 弘浦庄屋 兵左エ門
 弘浦平助他

弘浦庄屋 源六郎外
 桐山九郎次
 桐山九郎次

桐山九郎次
 桐山九郎次
 弘浦平助

下阿阿弥陀寺幸吉
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦西かた組合中外

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七外
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七
 弘浦庄屋 孫七

弘浦平七 方平
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

浦役人中
 浦役人中
 浦役人中

唐船、遠州渡書の節水夫出方直敷
 裏は社務御初種控
 兼書調方ニ付、包紙あり
 十二月限上納出来がたきニ付

次吉帳面ニ御指加被仰付
 六錢或五百十日
 家買人ニ付、年費等一切私ヲ弁すべく
 家買人作密州ニテ梅木空取ニ付

(中欠)
 長崎御用儀物不準ニ付長州玉江浦漁人
 雇入
 米小売運上銀五匁

米小売運上銀五匁
 糶室運上銀式匁五分
 米小売運上銀五匁

六十文正鶴老實三百目
 箱詰にて被給ニ付
 當浦大崎ニ而秋敷船網敷入申度

卯八、友の列吉を打ちキに付
 長崎御用テ炮の症物生先について
 (前欠) 御上入云々

當浦人家前渡戸大破ニ付
 當浦亦作、長崎水夫出奔ニ付
 六拾文銀百五拾八匁三分式風

す、支界帳ニ付付
 弘浦平五郎當寺且那ニ給なく
 曾根沖ニ而比粉ニ付

(前欠)
 御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

御上り御用之簿納方ニ付

184	請取	明治十年四月四日	村中	木家甚早	切紙	金五円
185	金預り手形額	明治十年五月	松田与三郎	当浦百姓中	野紙	金五拾円也
186	金預り手形額	明治十年五月	松田与三郎	当浦百姓中	書冊	二件 25円
187	(卒業証書)	明治十二年一月廿一日	弘小学	松田たね	一紙	下等第三級
188	(卒業証書)	明治十二年一月廿一日	弘小学	松田たね	一紙	下等小学第四級
189	(借入金証)	明治十二年一月廿一日	松田与三郎	松田利助	書紙	金二十円也
190	上申	明治廿二年一月廿八日	半田若老	福岡治安裁判所	一紙	地名、地価等あり
191	(願書)				一紙	鎮因鎮他
192	饑不足覚		大蔵	松田政太郎	一紙	
193	(書簡)	旧十二月廿三日	大和熊吉母	松田政喜	一紙	
194	受取	二月十三日	松尾桂七	弘浦御使	紙	竹皮包老海風

おわりに

弘浦を中心とした志賀島の近世における生きざまを、松田文書の紹介を兼ねた形で述べてきたが、実際のところ、私が能古島や西浦等で行なってきたような十数年間に及ぶ土地の人々との交流が無いままの、資料と文書のみによる記述であってみれば、そこに生きた人々の生活を把握するには到らなかったのが現実である。したがって、今回の記述は弘浦という島の集落に光をあて、問題を提起したに過ぎない。これを機会に弘浦を中心とした筑前島の実体を明らかにしていきたいと思うのである。

註
 (1) 福岡市博多区記録 『福岡県史資料第五冊』に収録されている。原書は「博多所定」「同奉行則」と題し、慶安二年から享和三年までの記述がある。

- (2) かつき 瀬くこと。海士のことをいうこともある。かつくともいう。
- (3) 地の蒸焼 弘浦の松田民吉氏が、その父親から聞いた話として「しゅうゆ藻(異物不明)を入れて炊くと色が黒くなって、そして作った。お客があると人に出した」。
- (4) 無歩 入漁料を必要としないの意。
- (5) とりこせ 志つ瀬と共に、現在の海図には記入されていない。志つ瀬は確認できたが、とりこせは二つの説があるとのことである。図に、志つ瀬①、とりこせ①②と載せている。
- (6) 歩一 十分の一の意。
- (7) 俵物 江戸時代、長崎貿易の輸出品であった水産物をいう。煎海風・干鮑・鱧鮓等。
- (8) 切製斗 鮑をむきにして干したものを。
- (9) 長州玉江浦 現在山口県萩市。
- (10) 香音寺 弘浦に現存する寺・應濟齊京都東福寺派に属す。開基及由來不明(柏屋部志による)。
- (11) 諸岡村 現在、福岡市博多区。

資料館における

民俗資料収集試論

佐々木 哲 哉

はじめに

当館で民俗資料の収集をはじめて、やがて三年になるうとしてい
る。その間に、有形の民俗資料で整理を終わったものが、寄贈・寄
託・購入を併せて三八六〇点。数量的には一応収集の基礎的なベ
ースに達したとみることもできよう。しかし、民俗資料全体の資料
構成という点からすれば、その中に重複を含んで项目的にかなり偏
りの生じているのがみられる。ゼロからの出発ということで、まず
は市民各層の協力を求め、そこから得られた情報をもとに収集の輪
を拡げてゆくという、初期的な収集段階には当然起こり得る現象で
資料提供者の善意に依存した収集の限界ともいうべきであろう。

昭和四十年代に入ってから顕著となった住宅の新築・改造のあ

おりで、有形民俗資料の急速な消滅は目を掩うばかりである。しか
も、保存環境の悪化は収集品に破損その他の著しい質的低下を招い
ている。そうした切迫した状況のもとでは、ある程度の重複には目
をつぶって、残存している資料を網羅的に受け入れるという、投網
式収集も、ここ当分は必要かと思われる。しかし、それと併行し
て、意図的にこれまでの欠落部分を補ってゆく、一本釣り式収集
もまた考慮すべき時期に来ているともいえる。

そこで、今後の収集がそうした意図的なものを目指すとなれば、
当然そこに、それなりの確たる方針が策定されていなければならな
い。コレクション（収集品群）とは「定義された集合」であるとい
われている。単に分類表の各項目を万遍なく押えればこと足りると
いうのではなく、地域の資料館としては、何をどのように集めるべ

きかという、「コレクションの構造」を充分検討したうえで、の収集でなくてはならない。

民俗資料の収集については、これまでも、宮本善太郎、宮本常一、中村たかを等、アチックミュージアムの先学によってそれぞれの見解が示されている。いずれもアチックミュージアム多年の蓄積と、地道な研究の成果を踏まえたもので、現在のところ、後進のわれわれにとって、それらが唯一の指針となっている。しかし、これととも、若干の検討の余地がなくてはならない。すなわち、これまでのアチックが辿って来た経緯からすれば当然のことといえるが、民俗資料を「民具」の範疇だけで位置づけてきたことである。

民俗資料には有形と無形とがある。そのうちの有形民俗資料に限っても、その中には民具の概念でとらえにくいものも含まれている。現在用いられている民俗資料の概念規定が、昭和十九年に改正された文化財保護法によるものだけに、いま一度その辺から洗いなおして、検討を加えてみることも決して無意味なことではあるまい。

民俗資料の収集をはじめてまだ三年にも満たぬ新しい経験からではあるが、一つには、これまで繰り返して来た模索を整理する意味で、視点のいくつかをまとめて、今後の収集に対する方向づけをしたい。

註

(1) 倉田公裕「博物館学」第二章収集論ほか。

(2) 宮本善太郎「民具入門」、宮本常一「民具学の提唱」、中村たかを「日本の民具」、ほか。

資料館と民俗資料

最近各地域で民俗資料を収蔵・展示する博物館・資料館が急速にふえている。ヨーロッパ各国の例からすればむしろ遅すぎたきらいはあるが、民俗資料を収集し保存をはかる時期が今を描いてはないという緊迫した切実感が、その遅れをとりもどすことに拍車をかけたといえよう。

そうした中で、これら資料館等における民俗資料の展示について、人びとの評価は二通りに分かれている。農器具にはじまり、飲食器、家具・調度類、時たま工芸品を含んでいいるが、日常の生活雑器類が雑然と展示され、あたかも古道具屋の店先を思わせる様である。しかも最近ではいずこも似たり寄ったりで地域性や個性味に乏しい、というのがその一つ。いま一つは、従来の博物館・資料館のイメージとは異なり、一般の人びとの生活に密着しているだけに親しみがもて、昔懐かしい道具、珍しい品物もあって、見ていて楽しいといった類のものである。

われわれが、人文系博物館・資料館の収蔵品に対していただくイメージには、潜在的に、珍しいもの、変わったもの、古いもの、高価な名品・逸品という意識がある。それらは人間の極めて自然な、興味あるいはそれらを所持したいという欲求を裏返したものであるかも知れない。しかし、一面わが国の博物館が、その創設期にイギリスの大英博物館をモデルにしたことも、遠因の一つにあげられよう。そのことについて、わが国では、十九世紀的な、王侯貴族や寺院あ

るいは権力者とその富と権力の象徴として収集した、遺物・遺品を陳列して見せる博物館の先入観が、そのまま潜在的に長く尾を引いているとの指摘もある。民俗資料に対するさきの相反する評価も、もとをたせば、ともに、こういった共通の潜在意識から出ているともいえよう。

王侯貴族の遺物・遺品、あるいは芸術的価値の高い美術・工芸品と比べれば、民俗資料はどうみてもがらくたの寄せ集めである。しかし、それは意味を持ったがらくたの集団である。そのことをもつとも端的に指摘したのが、アチックミュージアムの創始者洪沢敏三で、その著『祭魚洞雑録』(一九三三年 郷土研究社刊)に次の一節がある。

アチックに集められた物を整理して不思議に感ずるのは、多く集れば集る程、それがある統一へ向って融合して行くと同時に、其処には単一の標本の上から見出せない、総合上の美を感ずることである。マッチのペーパーや切手を巨多に集めた感じとも違ふ。又多敷一堂に展覧された書画骨董の美とも違ふ。書画の場合は単一個体の美が強調され、その一つ一つに独立した美を認める為か、別段総合的な美は感じない。之に反して、アチックのものは、一つ一つには随分と汚らしいものが多いが、集るにつれて、一種特有の内的美を感ずるのは何であろうか。田方山方東方の我々、又我々の祖先が、極めて自然裡に発明し使用して来た各種各様の民俗品の、全体を綜合して考えた時、其処に我々の祖先を切実に観、又その匂ひを強く感じ、懐しく思ふ意味に於て、自分には、今アチックの収集は、その数量に於てたとへば僅少であっても、之は今述べた全体への一部分であり、而も、それは確かに有機的な一部として、血も涙も通っているとい

う気がしてならない。兎に角、アチックの標本は、ものそれ自身が多くの場合、売る為に作られたり、人に見せる為に作られたりしたものではなく、我々の祖先から今迄、我民族の実生活に切実にヒタリとついている点で、極めて特殊の味がある。之を下手物とか民芸品とか言つて重んずる者は、もそのものの単独の美を逐ふのである。我アチックは全体の一部分として見て、之を作つた人々の心を見つめようとする。即ちアチックの標本は、我々の祖先の心を如実に示現している点に奇しき統一があり、其処に特殊の美を偲ぶことが出来る。(同書七七八ページ)

ここでは、まだ民具とは呼ばずに、民俗品のの呼称がとられているが、一点豪華主義とはその価値観を異にする、ミュージアムにおける民俗資料の位置づけがみごとに言い尽されている。

収集品群(コレクション)を通して人びとの生活を見る、それを作り、それを用いた人びとの心を見る、そこに特殊な美が存在する、という発想には、大正から昭和初期にかけての耽美主義的な美意識が感ぜられぬこともない。しかし、ものを通して人びとの心を見る、こと自体には、単なる美意識では片づけられない、もっとシビアな意味合いが含まれていよう。ここで興味をそられるのは、奇しくもそれが、ほとんど同時代に柳田國男の志向していたものと軌を一にしていることである。

周知のように、柳田は昭和九年(一九三四)の『民間伝承論』で、民間伝承を、

第一部は生活外形、目の探集、旅人の探集と名づけてよいもの、これを生活技術誌と呼ぶも可。

第二部は生活解説、耳と目の採集、寄寓者の採集と名づけてよいもの。言語の知識を通して学びうべきもの。

第三部は骨子、すなわち生活意識、心の採集または同郷人の採集とも名づけてよいもの。

と三部に分け、目、耳、心による採集と、採集する側の立場に立つた分類を示しているが、翌十年の『郷土生活の研究法』(刀江書院)では、それを発展させて、第一部を「有形文化」、第二部を「言語芸術」、第三部を「心意現象」と名付け、それぞれの部門で調査すべき文化現象を次のように示している。

第一部 有形文化——住居、衣服、食物、交通、労働、村、連合、家、親族、掃地、誕生、厄、葬式、年中行事、神祭、占法、呪法、舞踊、競技、童戯、玩具。

第二部 言語芸術——新語作製、新文句、諺、謎、唱歌、歌謡、語り物、昔話、伝説。

第三部 心意現象——知識、手段と方法(生活技術)、生活目的(人生の究極的意味)

そして、この三部門のうち、第三部の心意現象をもっとも重視して、実はこれこそわれわれの学問の目的であって、あとの「一部」と、「二部」の二つはいわばこれに達するための、途中の階段のように考えているのである。」と述べている。

われわれの注意をひくのは、第一部・第二部を通して把握された、人びとの生活の知識、生活の手段と方法を、人生の究極的な生活目的を探究する手段に位置づけようとする思考の流れで、これと

そ、人間とは何か、の間に答え得る学問として、民俗学を志向した柳田の真骨頂を示すものといえよう。そして、そこにわれわれは、収集品群を通して人びとの生活を見、人びとの心を見ようとした洪沢との一致をみる。

資料館における民俗資料の本質的意義を考える場合、柳田・洪沢を二本の柱とすることに雖しも異論はあるまい。ただそれが、それぞれの継承者によって、柳田の「こころの民俗学」、洪沢の「ものの民俗学」と、あたかも別個な柱であるかのように受けとられているところに問題があろう。

洪沢の収集品群は、柳田の有形文化と何等背馳するものではない。ただ柳田の民俗学が故老からの聞き取りを中心とする民間伝承の研究に重点をおいていたことの不満から、洪沢が、ものを中心に収集をはじめ、その生態的研究を志向したという点に違いがある。しかし、その究極において両者の目指すところは一つであった。いま一つ、両者に共通するところは、双方ともに群れを意識していたことである。民間伝承の事象にしても、ものにしても、それを個別的にとりあげるのではなく、群れの一部としてそれを見ようとしていたことである。個々の事象、個々のものが、それぞれ有機的にかかわり合いながら、人間の生活を組み立てているという認識が、たえず両者の根底で共鳴し合うものとなっていた。

民俗資料を、単に古いもの、珍しいもの、懐かしいものとしてだけ受けとることが、結局は場当りのな収集となり、収集したものを雑然と脈絡もなしに陳列して、さきの評価にもあるような、地域性

も個性味もない、古道具屋の店先を思わせるような展示にしてしまふことにもなる。資料館における収集が、個人の収集と異なるところは、それが興味本位、趣味的な収集ではなく、明確な問題意識に支えられたものでなければならぬということである。その抛り所となるのが、柳田・渋沢によって示された、ものを通して生活を見、人びとの心を見る、という志向ではなからうか。それを地域の資料館にあてはめれば、地域に生きた人びとの生きざまを、ものによって如何に鮮明に表出するかということになる。そこに、ものを単体としてではなく、それぞれが持つ機能を全体の一部として分け合ひながら、ある統一へと向かって密接に結びつく群れ(資料群)として捉えることの必要が生じてくる。

註

(1) 前掲 倉田公裕「博物館学」第四章展示論 第七章博物館利用者ほか。

(2) 「目分等が特殊の敬意と同情を持つ民俗学に、今まで、生物学的とも云ひ度い様な、実証的研究方法があまり用ひられて居らぬことを、聊か不満に思つて居たので、ミュージアムの本来の性質に鑑み、此のアティックで民俗品を採集することの意義を自ら悟つたのであった。」(『泉魚洞編』六ページ)

民俗資料と民具

民俗資料は、日常生活のごくありふれたものであるだけに、ついその価値を見逃されることが多い。したがって、それを収集する

際にも、たえず、何が民俗資料となるのか、何を民俗資料として集めればよいのかということについての、的確な判断が要求される。その時にもっとも手がかりとなるのが、文化財保護法である。

周知のとおり、文化財保護法制定の当時(昭和二年)、民俗資料は「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産……」と有形文化財の一環として扱われ、有形のものだけが保護の対象とされていた。それが、昭和二年の改正で民俗資料は有形文化財から切り離され、新たに無形の風俗習慣をも加えて独立した項目となり、

「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが國民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの(以下「民俗資料」という。)」

と規定されている(第二条第一項第3号)。民俗資料という呼称はこの時に始まっている。さらにそのあと、昭和二年一月二五日に告示された、「重要民俗資料指定基準」では、有形民俗資料の具体的な内容が次のように示されている。

1、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形模、製作技法、用法等においてわが國民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。
(1) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

(2) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等

(3) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚

用具、間所等

(4) 交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板・標札、店鋪等

(5) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者栞等

(6) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社圖等

(7) 民俗知識に関して用いられるもの。たとえば曆類、卜用具、医療具、教育施設等

(8) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳・遊具、楽器、面・人形、玩具、舞合等

(9) 人の一生に關して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(10) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

2、前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの。

(1) 歴史的変遷を示すもの。

(2) 時代的特色を示すもの。

(3) 地域的特色を示すもの。

(4) 生活階層的特色を示すもの。

(5) 職能の様相を示すもの。

3、他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの。

また、無形の民俗資料については、同日付で、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準」が告示されているが、その内容は、有形には入らない「口頭伝承に関するもの」を第六項に加えて一項目としているのは、用具、を、習俗、に置き換えただけで有形の指定標準と大差はない。

ここで、民俗資料を分けて有形と無形とし、それぞれ一〇ないし一項目に分類して具体例を示したことは、民俗資料の内容とその範囲を明確にしたという点で大きな意義を持つものであった。特に、民俗資料を「わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定し、指定標準を「わが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」において、絵画・彫刻・古文書等、歴史的・芸術的に価値の高い文化財と同列に位置づけたことは、まさに画期的ともいふべきことであつた。

注目すべきことは、民俗資料に歴史資料としての価値を認め、それを基盤的な生活文化という新しい文化概念でとらえていることである。

民俗は、民間伝承とも呼ばれ、人びとが祖先から受け継ぎ、日常生活の上で繰り返して来た類型的な生活事実のすべて、というように定義づけられ、伝承のしかたに、遺習伝承・遺物伝承・遺文伝承の三つがあるとされて来た。伝承、ということば自体、その中に歴史性が含まれているが、柳田國男以来の民俗学が慣行・習俗等の遺習伝承を主として、時代的な推移や変遷よりも、可能な限り古い時点に遡ってその祖型をもとめ、それがいかにもその形を崩

さずに伝承されて来たかということに考察の力を置いて来たがために、文献史学から見れば異質のものとして受けとられ、年代のない歴史学、というような評価も与えられて来た。しかし、歴史的事象の中に、遺習伝承という新しいジャンルを拓いたことと、「フォクトロア」を規定するものは伝承性、持続性、常民性³⁾というように、常民を歴史の表面に押し出したことは、確かに民俗学の功績であった。近頃でこそ、文献史学においても庶民生活史の占める比重が大きくなっていくが、それまでは、国民のうちのごく少数の指導者層、支配者層の書き残したものをとくに頼った、政治史・事件史の色合いが濃く、国民の大多数を占める庶民階級の生活の細部にわたっては、目を向けられることが少なかった。「わが国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」として、民俗資料が庶民生活史の資料に位置づけられた意義もそこにある。

「基盤的な生活文化」という点についても同様なことがいえる。文化といえば、これまで、特殊な才能を持つ人によって生み出されたものとか、特定の人びとによって長い間かかって洗練され磨きあげられて来た芸術性の高いものとかがとりあげられ、一般庶民が生活の必要から作り出した道具とか、行事・慣行とかは、たいてい問題にされなかった。しかし、そうしたすぐれた個人の業績や、洗練されたものも、はじめから孤立して存在していたわけではなく、それぞれが所屬していた一般民衆の生活文化を基盤に成立したものである。みかたをかえるならば、貴族文化・武家文化などといった文化の担い手層による文化分類や、室町文化・桃山文化などといっ

た時代による文化区分のほかに、各階層、各時代を通して存続する、基盤的な生活文化という文化概念が存在するというところで、前者のような特殊の個性的文化を表層文化とするならば、後者はまさに基層文化とも呼ぶべきものである。民俗資料はその基層文化の範疇に属するものといえよう。

資料館で収集すべき民俗資料も、地域の人びとのそうした基層文化の特色を示すもので、しかもその推移が理解できる資料ということが、まず基本とならねばなるまい。

その場合、有形のものとともに、無形の分野も対象とされなければならぬことはいうまでもない。博物館・資料館が、実物資料を収蔵し、展示して、研究や学習の用に供する機関であるということから、とかく有形のものだけがその対象として考えられやすいが、民俗資料の場合、有形と無形とは表裏をなすもので、別個に切り離しては考えられない性質のものである。民俗資料を文化財保護の対象とした際に文化庁が示した、「民俗資料調査収集の手びき」⁴⁾にも、民俗資料を分類の上では有形と無形に分けながら、「両者は表裏一体をなすものとして有機的に取扱うことが望ましい」と、別表のよう相互の関連を示す一覧表を添えている。

問題は、資料館等で、無形のもの如何にして資料化するかにいうことであるが、それには、文字による記録化と、音響または映像による記録化とが考えられよう。このうち、文字による記録化は直接展示とは結びつかないが、実物資料の資料構成や、展示資料解説の基盤をなすもので、むしろ実物資料収集に先立って行なわなければ

民俗資料の分類

表1 「民俗資料調査収集の手びき」の分類表例

無形の民俗資料	有形の民俗資料
1 衣・食・住	
(1) 衣	
①服装 (男女別, 季節別, 年齢別) ふだん (寝衣を含む) 労働 (田植, 狩猟, 行商, 海女, 稽古等の作業別) 外出 (訪問, 登山, 旅行, 遠礼等) 祝儀 (七五三, 成年式, 婚礼等) 喪 (葬送, 服喪) 防寒等 (雨, 風, 寒, 暑, 非常の場合を含む) ②結髪・化粧 (おはぐろ, いれずみ等を含む) 髪形とその名称, 結い方, かねつけ習俗, 鉢巻・頬かぶり・手拭のかぶり方, まじない 的なもの等	(A)服物 (男女別, 季節別, 年齢別) かぶりもの てぬぐい, ふろしき, ずきん, かさ, ぼうし等 着物類 (上体につけるもの) たすき, てっこう, はだき, 山じぼん, みじか, ながぎ, そでなし, はんでん等 前掛, 袴類 (下体につけるもの) ふんどし, こしまき, 帯, 前掛, ももひき, 山袴, はばき, きゃはん等 はきもの 足袋, つまがけ, ぞうり, わらぐつ, かんじき, げた等 雨具・防寒具等 むのぼっち, むの, けら, かっぱ, かくまき, こしみの, きごさ等 (B)結髪・化粧用具 くし, こうがい, 鏡, 油つば, おはぐろ道具, いれずみ道具等

ばならない性質のものともいえる。

そこで、民俗資料を考える場合の、いま一つの問題点に、民俗資料と民具との関係がある。従来、博物館・資料館における民俗資料といえ、直ちにそれを民具に置き換えて考える傾向があった。民具、ということばは、洗沢数三の造語で、「蒐集物、民俗品」などを経て定着し、アチックミュージアムにおいて慣用化されるに至ったものである。前節で「柳田のこころの民俗学」「洗沢のものの民俗学」という色分けのあることを述べたが、これまで民俗学の分野で有形民俗資料の研究を進めて来たのは、主としてアチックミュージアムの同人たちであったから、アチックで用いていた「民具」が、有形民俗資料のすべてを代表することばになって来たともいえる。ところで、アチックでは、「民具」を「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身辺卑近の道具」と定義づけて来た。昭和十一年（一九三六）六月に刊行された「民具蒐集調査要目」の「まえがき」にあるもので、以来、アチックミュージアムのバックボーンとして、現在までそれが踏襲されている。民具と呼ぶ場合、たしかにこの定義づけは当を得たもので、的確にその本質を言い当てている。しかし、「民具」という名称、および日常生活の必要から技術的に作り出した身辺卑近の道具」という定義づけは、それを前記の文化庁が示した有形民俗資料の分類基準にあてはめてみると、せいぜいそれが衣・食・住、生業、運搬、交易の範囲を出ていない。アチックでその収集・調査・研究の対象としていたものが、この範囲に限定されるものでなかったことは、「民具蒐集調査要目」

表2 「民具蒐集要目」における民具分類

- 一 衣食住に関するもの
 - 1 家具(室内器具、寝具、保存用具等を含む) 風立(衝立)、火鉢類、煙草盆、机、障子、各種戸棚、長持、鉤の類、鏡箱、火籠、自在鉤、下駄箱、花立、枕、蓆座、夜更、危釣、膳棚、お針道具等。
 - 2 燈火用具(燈火器および灯火器) シェア鉢、燈台箱、行燈、燭台、カンテラ、カンテラ台、提燈、蠟燭、松明燭燭、火打箱、火打杖、松明、火打石、火打棒等。
 - 3 調理用具(一般合所用具のうち主として調理に使用するもの) 鍋、釜、鍋、鍋、燗、鍋取等、その他茶道具、煙草道具を含む。木地、漆、桐、楓、榎、樟子木、漆鉢、煎、豆腐製産器、粉挽道具、臼、杵、柄杓、塩釜、鍋敷、笊、餅取等。
 - 4 飲食用具(一般飲食器具、その他茶道具、煙草道具を含む) 木地、漆、箱籠、盆、茶通、碗、箸、印籠、メンバ、ワッパ、茶碗、茶筒、茶杓、茶臼、煙草切道具、煙草盆等。
 - 5 服物(履物を除き、一般服物のうち地方的特色を有する様式材料に基つて分類) 僧袈裟、労働者を含む。また防風、日曝の類を含む。なお、材料には麻布、麻布、綿製品、マダの織物製品、苧、葛布、麻、麻布の織物、鹿皮の織物、マダ布の狼袴、蓑、犬の皮の胴着、胸当て、藁製手袋、蒲団巾、腰巾、阿当、甲冑、手裏、襦袢、風呂敷、手拭、三尺、一般の仕事着、各種の頭巾、腰掛、前掛等。傘、笠、蓑、腰当て、腰袋、バンドリの類等。
 - 6 履物 下駄各種、藁沓爪掛類、竹下駄、紙下駄、草履、足半、草鞋、皮袋、裸(木製履、鉄製履)、大足、田下駄等。
 - 7 被褥用具 蓆、蓆、その他縫製用具、寝物類、文身道具類。
 - 8 出産育児用具 出産については抱枕、産婦物または地方的特色ある圍度用品、育児関係ではツグラ、飯箱などの嬰兒用品等。
 - 9 衛生保健用具(民間療法に必要な用具) 御書置道具、捨木(虎杖の幹、竹葉、海藻)等、センプリ、黄連、サイカチの家など。
 - 二 生業に関するもの
 - 1 農具 鋤、鋤、耨、中城、唐鋤、馬鞍などの耕転用具、耨臼、唐鋤、突の各種、鋤、鎌などの収穫用具、その他、播種、施肥、除草、害虫駆除、苗代作業に使用される用具、大足、田下駄等。
 - 2 山樵用具(山樵に関するものうち運搬関係の用具は除く) 鎌、鉈各種、鋸、斧、鉈の類、砥石袋、舟当袋など。
 - 3 狩猟用具(現在の銃器を除く。いわゆる火縄銃などの銃器を含む) 煙筒入(印籠、竹筒、角製などの各自の製作になるもの)、罌器、火縄、火縄入、口栗入、弾丸製造具、山刀、鹿筒、鳥笛、呼子笛、手槍等。
 - 4 漁撈用具(海、湖、川などで使用する漁撈用具で海産採取に関するものを含む) 筌、各種の釣具、各種の網、舢、深刈鎌、鰻、磯がね、垢取、鰻等。
 - 5 紡織染色に関するもの 機、地機、錠機、紡車、綿繰機、絶打用具、杵の台、半絞機、管、産各種、後、槌板等(材料としては麻、藤、藁、桐、泥、葉(草)等。また藤布、楮布、麻布、マダ布、木綿、炭灰、踏籠、英織、籠、籠、畳表等)。
 - 6 畜産用具(伯楽関係を含む) 手綱、轡、鞍、牛馬の腹掛、秣桶各種、鉤、籠を切る鉈、爪切道具、鼻木、口管、牛馬の資、面繋等。
 - 7 交通用具(交易、市などに関係がある民具で度量衡用具、計算用具などを含む) 算盤、各種の秤、財布、鉄箱等。
 - 8 その他 漆器、障子紙、砂金採、木地炭、銅器、杉皮刺、岩茸採、屋根葺、日履、石工、大工、鍛冶屋などの人達が使用する用具等。
 - 三 運搬運搬に関するもの
 - 1 運搬用具(搬載に依るものを除き、牽き、担い、負い、引き、掛け、籠などの方法によって用いられる用具ならびに補助具、および携行具) 籠の各種、背口籠、背負籠、荷籠、背負籠、背負籠、魚籠、小出、背中当、背、叭、天秤籠、頭上運搬用具の類。
 - 2 旅行用具 白衣、脚袋、金剛杖等。
 - 3 報知用具 拍子木、法螺貝、板木、半鐘、采配、烽火、文箱等。
 - 四 団体生活に関するもの(災害予防のための用具、若者等の道具、地判用具、共同労働用具等を含む) 意籠、共同使用の地曳網、車等。

五 儀礼に関するもの

- 1 誕生より元服（成年式）までに用いるもの 岩田帯、座着、擬掛、七五三祝の道具、腹巻の草履、御歯黒道具、歯固餅等。
- 2 婚嫁に関するもの（祝物、縁起物または地方的特色のある調度品） 縮緬、納帳子、御歯黒道具等。
- 3 厄除に用いられるもの（厄払、厄除に特に関係のある道具）。火炊竹、走りチャンチャン、帽子等。
- 4 年祝に用いられるもの 火炊竹、走りチャンチャン、帽子等。
- 5 葬式、年忌に用いられるもの（そのうち地方的特色を有するもの）足半、被物、配物、水塔婆等。
- 6 信仰・行事に関するもの
1 偶像（主として民間卑近の偶像でいわゆる高遠な芸術品とは自ら異なるもの） 庚申、山の神、水神などの民間信仰に機軸が深い御影または御札類、オクナイ様、塞の神、行者、地藏、馬頭観音の類、オシラ様、カクラ神、和合神の像、狐、犬、狼、鹿、鶴、鳥、蛙などを象るもの、河童、天狗その他の妖怪に類するもの。虫送の露人形、精霊馬、形代の類。

の「まえがき」に続く「民具蒐集要目」（別表之）の内容をみてもよくわかる。衣食住、生業、通信運搬の項目に続いて、「団体生活に関するもの」「儀礼に関するもの」「信仰・行事に関するもの」「娯楽遊戯に関するもの」「玩具・縁起物」があげられている。しかし、これらが果たして「日常生活の必要から技術的に作られた身近卑近の道具」といえるのかどうか。とくに信仰・儀礼関係は生活の技術とは縁遠いものといえる。汝沢の継承者である宮本壽太郎もそのことを意識して、のちに「民具は単に衣食住・生業・運搬関係などの用具にのみ限定されるものではなく、それは生活文化の全分野にわたって、一般の人々がその日常生活の必要から製作・使用してきた伝承

2 警備類

- 2 警備類 警帽、割掛（小正月の花）、俵代、梵天、万燈等。道祖神祭の飾り、注連縄の類、煤払貝、道楽の類、熨、蘭玉等。
- 3 祭供品および供物 塩手籠、清め御饗、車比須の菓尾、御神酒の口、水の餅等。
- 4 楽器 笛、太鼓、鈴、神楽の鈴、ビン鈿、鹿鈿、餅口、四つ竹、拍子木の類。
- 5 飯面（材料様式として木彫、木彫彩色、木彫彩色、樟皮、楓、土型、罌子などが主で、その補助用具を含む） 曳、鯉首、般若、日能水能、鱈、ナマハゲ、おかめ、ヒョットコ、天狗、獅子、竜、狐などの面。
- 6 呪具（お呪いをするときに用いる道具）
- 7 卜具 粥杖、杖、算木、筮竹等。
- 8 折籠品 石碗、山の神の粉袋、枕、鯛、奉納包等。
- 7 娯楽遊戯に関するもの（娯楽遊戯、賭事、競技に関する用具）
- 8 玩具・縁起物（手製の玩具にして商品にあらざるもの）

的・な・器・具・造・型・物・の・一・切・を・包・含・し・て・い・る」(関点筆者)という新しい見解を示している。しかし、これとても「民具」という用語を改めない限りは、どうしても拡大解釈のそりりはまぬがれまい。さきの文化財保護法における民俗資料の概念規定および内容分類が、アチツクの「民具蒐集調査要目」に準拠したものでありながら、名称を「民具」とはせずに、有形民俗資料としたことは、適切な措置であったといわねばなるまい。しかし、現実の問題として、依然、民俗資料といえは民具、という観念が根強く滲透しているため、資料館等における収集も、いきおい有形のものに限られ、しかも衣食・住、生業、運搬・交易等を中心がつかれるという傾向を示して

いる。一つには、資料収集を地域住民の寄贈・寄託に依存した場合、得られるものがおおむねその範囲を出ないということもその理由にあげられよう。われわれの乏しい経験からではあるが、「社会生活に関するもの」以下の項目については、伝承者自身もそれが民俗資料となることに気がない場合が多く、故老からの聞き取り調査や実地見学の過程で、そこに使われる器具・造型物を把握できることが多い。そうした点からも、民具と、そうでない、伝承的な造型物を区別して考える必要があるように思われる。

これまでの民具研究のうえで、アチャックミュージアムの果たした功績は大きい。ことに、全国から集めた豊富な資料をもとに、道具の生態学研究ともいえる方法を駆使して、生活の文化や生産・技術の発達をあとづけして来たことは高く評価される。惜しむらくは、それが、民具、という枠を固定しすぎたがために、焦点が道具と生産と技術との関係にしばられた感があって、必ずしも民俗生活全般を描ききったとはいえない点がある。これには、これまでの民俗学が有形民俗の分野をアチャックの研究にゆだねて、それとの提携を怠って来たことにも原因があろう。宮本常一はそのことを不満として、遺著『民具学の提唱』(昭55、未來社)の中で、民具学を民俗学から引き離すべきである、かなり激しい論調で所論を述べているが、これもまた性急すぎるといふべきであらう。この際はむしろ、有形民俗の分野で、これまで伝承慣行無形を中心し成果をあげて来た民俗学の蓄積を積極的に取り入れることを考えることこそ必要なることではないかと思われる。

註

- (1) 堀一郎「民間伝承の概念と民俗学の性格」「民間伝承」15—9 昭26。
- (2) 常民、は民俗学における造語で、さまざまな概念規定がなされているが、「民俗学辞典」(東京堂)には「民間伝承を保持している層をいう」とあり、洪沢敏三はこれをコモニビブル(ごく普通一般の人びと)の意に用いている。
- (3) 文化における基層文化・基層文化の二重構造はドイツの民俗学者ナウマンによって提唱され、わが国では和歌森太郎らによって支持されて来た。

- (4) 文化庁編集 第一法規出版発行 昭40。のち民俗文化財と改称(昭50)されたに伴い、増補改訂して「民俗文化財の手びき——調査・収集・保存・活用のために」(昭54)となる。
- (5) 有賀豊左衛門によれば、民具、という用語を洪沢が使い始めた時期は必ずしも明らかでないが、昭和一〇年前後ではなからうかとされている(『日本常民生活資料叢書』第一巻「総序」)。

- (6) 『民具入門』 慶友社 昭44 9ページ。
- (7) これまでの民俗学は故老からの聞き取りを主とする伝承資料の比較研究に中心がおかれ、民具についてふれることがなかった。民具を通して生産や生活の文化や技術を見てゆこうとする民具研究とはおのずから方法論を異にするので、この際民具学を民俗学から切り離して独立した科学とすべきである、というのがその要旨である。

民俗資料におけるハレとケ

資料館等において民俗資料を収集する場合、衣・食・住・生産、運搬・交易関係に比重が偏ることは、実物資料の残存状況から見て当然のことといえる。これに対して、社会生活、信仰、年中行事、芸能・娯楽、通過儀礼、民俗知識関係については、その殆どが意図

的な収集に頼らねばならないだけに、特別に関心をそらされるものを除いては、とかく見過されがちになることが多かった。

ところで、無形の分野からこの両者を眺めると、すべてではないにしても、ほぼ、前者が各家庭の日常生活に関する習俗・慣行、後者が地域共同体の慣行に属するものと、大まかな区別ができるようである。そして、資料館が民俗資料を通じて、地域住民の生活の推移の理解を意図するとき、その基盤をなすのが地域共同体の機能であり、その上に営まれているのが、各家庭の日常生活（衣食住や生業）であるというように見ることが出来る。

これまで、民俗の形成基盤を共同体社会において、共同体の慣行・習俗という立場から民間伝承の体系化を進めて来たのは主として民俗学であるが、日常生活に用いられる道具と、共同体社会の機能を果たすのに用いられてきた器具・造型物を比較するうえでも、その成果は十分に生かされるべきであろう。その視点の一つに、民俗学によって明らかにされた、日本人の生活に見られるハレとケの二面性がある。

ハレは、晴れ着、晴れの場所、などに言われるような改まった特別な機会、ケ(穢)はそれに対する日常普段の生活を意味するが、最近ではこの両者についてようやく一般にも共通の理解が得られるようになってきた。ハレの日は、古いことばではセチ(節)とか折目とか呼ばれ、もごとの区切りを意味していた。一年をサイクルとしてそれを見ると、ケの日すなわち普段の日の間に、あたかも竹の節のようにハレの日が狭まって生活に区切りをつけ、一つのリズム

ムをなしている。年中行事と呼ばれるものがそれで、別のいい方をすれば、年中行事とは、一年の生活のうちに織り込まれているハレの日を抽出総括したものである、ということができる。また、人間の一生という流れから見ると、誕生、七五三、成人式、結婚、年祝い、葬送などをめぐって行なわれる儀礼の日がそれで、人生儀礼とか通過儀礼とか呼ばれる。

現象面から見れば、家庭の生活あるいは個人の生涯における区切りのように見えるこのハレの日も、もとをただせば、農村の共同体機能の中にその発現を見出すことができる。年中行事は、農耕の折り目ごとに神を祀って生産のつづがなきを折った農耕儀礼をもとにしたもので、人生儀礼は個人的なハレの機会であると同時に、社会的にそれを披露する共同体の成員としての通過儀礼でもあった。

自然的条件に支配されやすく、たえず収穫の不安をかかえていた農耕生産であっただけに、そこには信仰に依存する面が多く、生産の節目・折目で神を祀る農耕儀礼は農村生活の基軸をなすものであった。また、苛酷な生産・生活条件に対応するため、弱い人間とうしがお互いに肩を寄せ合って生きてゆく必要があるため、そのために生み出された機構が共同体組織で、その果たす機能によって生産共同体とか生活共同体とか呼ばれる。図1は、そうした農耕生産と農耕儀礼(信仰)と共同体組織の相関関係を図に示したものであるが、ここではそれらが三位一体となって不可分の関係をなしている。これらを綜合して、われわれは村落共同体と呼ぶ。その時、その共同体の成員を結びつける紐帯となってきたのが共同体祭祀^{II}ま

つりであることも、現在各地に伝承されている祭り行事などから容易に理解できる。そして、その祭り行事をもとに発生したのが、民俗芸能であり各種競技・娯楽であった。

この図からもわかるように、われわれがハレの機会と呼んでいるのは、二重マルを施した部分で、これをさきの民俗資料の分類にあてはめれば、信仰、芸能・娯楽、人の一生、年中行事関係がそれにあたる。それに対して、ケにあたるのが一重マルの部分で、分類からすれば、衣・食・住、生産・生業、社会生活関係等である。

このように見てくると、日常生活の必要から技術的に作り出した身辺近近の道具、と定義づけられた「民具」は、明らかにケの生活に用いられる道具を意味しており、ハレの機会に用いられるものとの間には、おのずから一線が画されることになる。ケの道具、ハレの道具の具体的な内容については、二九〇ページのアチックミュージアムが示した「民具蒐集要目」の分類表(表2)、および文化庁の『民俗文化財の手びき』(旧版『民俗資料調査収集の手びき』以下「手びき」と略称)に示された具体例(表1に一部例示)が手がかりとなる。



図1 村落共同体相関図

ここで問題となるのは、これらの分類表で衣・食・住の項目に含ま

れているハレの部門をどのように考えるべきかということである。たとえば、服物に含まれる晴れ着、飲食器に含まれる晴れの膳種類、酒器等である。衣類、飲食器という形態分類からすれば、当然そこに入れられるべきであるが、生活機能の面からすれば、ケすなわち日常生活の中で用いられるものと、ハレすなわち年中行事や冠婚葬祭で用いられるものとは、当然区別されねばならない。そして、これは実際に分類を施してみても実感されることであるが、晴れ着、酒器等の中には明らかに工芸品に類するものがある。これまでの民具論が「日常生活の必要から技術的に作り出した身辺近近の道具」という立場から、民具を一般の人びとが手の延長として自給的に作り出したものを基本としながら、漸次職人の手によって作られた道具にまでその範囲を拡大して来た中で、工芸品との間にはなお一線が画されていた。民俗資料と美術工芸品の間を画する、用と美的機能的な相違という本質的な問題にもかかわらず、その点からも衣食住におけるハレの部分は、日常生活(ケ)から切り離して、儀礼・行事との関連から新たな位置づけを施す必要があるかと思われる。

そこで、具体的な収集の問題に入るが、地域の資料館が実際に民俗資料の収集を考える場合、ケの部分の衣・食・住、生業、通信・運搬等については、「手びき」等の項目の各分野にわたって、一応網羅的に実物資料を収集することが必要であろう。民俗資料の場合、ものが単体としては意味をなさず、相互に有機的な関連をとりあひながら、全体の一部としての機能を果たしているという意味合いから

である。その場合、同じ種類のものでも、少しずつ形状を異にしているものは、すべて収集の対象としなければならないのはいうまでもない。道具には不変部分と可変部分とがある。もとをなす形と部分的に改変された個所である。そして、その可変部分こそ時代的推移が窺われ、場合によっては地域性も現われるからである。また、民具の場合、道具そのものの製作年代よりも、そのもとの形がいつごろできたのかということのほうが重要な意味を持つだけに、できるだけ古い時代に遇った収集が必要であるが、現実の問題としては、実物資料で四世代以上にまで遡ることはかなりの困難が伴う。したがって数多く集めたものを相互に比較することによって、可変部分に現われた道具の進歩の度合いから、時代的な推移をたどるといふことにならざるを得ない。とにかく可及的に収集してみ、なおかつ、全体の資料構成が時代的推移を含めて体系化に至らない場合には、隣接の資料館等と提携して、その収蔵品のうちで補充すべきものがあれば、それによって複製を作るなどの手だても考慮されるべきであろう。

社会生活・団体生活の分野は、質的にはケの範囲に入るが、もの自体が表面に出にくい場合が多い。したがって、信仰・年中行事・通過儀礼などとともに、そうしたハレの慣行を生み出した母胎としては適当であろう。さきにも述べたように、日本人の民俗形成にあたっては、農村の村落共同体がその基盤となっているが、都市部商業地域は都市部なりに、臨海地域の農漁村、山間部の農山村もまたそ

れなりに、独自の共同体社会が形成され、特色を持った生活が営まれている。それぞれの地域社会の形成と、その中に営まれて来た人びとの暮らしをあとづけるのには、文献史学におけるような旧家や社寺に保存されている古文書を手がかりとする方法とともに、実際に現地に入り込んで故老から話を聞く、聞き取り調査が極めて有効な手段となる。そして、有形民俗資料の存在が把握されるのも、多くは聞き取り調査の過程においてである。しかも、それらの有形資料が、無形の習俗慣行をふまえて、はじめて意味を持ったものとなることは前にも述べたとおりである。

信仰・行事・儀礼関係については、全くといっていいほど、聞き取り調査と実地の観察による以外に収集のメドはない。それもただやみくもに収集するのではなく、行事・儀礼全体の流れから、その本質的な部分を的確にとらえた収集が要求される。

民俗学というハレの機会は、何等かの形で神とのかかわりを持つことを意味していた。一見、神とは無縁であるかのように見える通過儀礼も、例えば出産には産神（うぶがみ）が意識されており、宮詣りは産婦の忌明けと生児の氏子入り、七五三の祝いは子供の氏神祭りに奉仕する段階を示すというように、その内面で必ずといっていいほど神とのかかわりをのぞかせている。そうした神と人とのかわりを、端的に示しているのが共同体の祭り行事である。

まつりは、「神仏祖霊などを迎え、供物を献じたり奉を奏したりして敬い、慰撫鎮魂し祈願感謝をこめる儀式」と定義される。日本人の神観念では、神は他界にいて、時を定めては村里を訪れ、人び

とに幸せをもたらし災厄を払ってくれたのち、再び他界に帰るものと意識されていた。したがって、まつりには、①神を迎えるにあたって身を清め、斎庭（まつりのにわ）を設けて準備をする、②来臨する神を迎える、③迎えた神に供物を捧げて慶応し、慰撫鎮魂する、④神をもとの世界に送る、という一連のプロセスが見られる。

その過程で、さまざまな儀礼がとり行なわれるが、まつりの性格や地域性によってそれぞれに特色が現われる。時には、個々の儀礼がもとと幹を離れて、単独で年中行事や通過儀礼の中に姿を現わしているものもある。つまり、われわれがハレの行事・儀礼と呼んでいるものは、本質的には、こうした神まつりにおける一連のプロセスのどこかに位置づけられるということになる。「民具蒐集要目」の「六、信仰、行事に関するもの」の項には、偶像、幣用類、祭供品および供物、楽器、仮面、呪具、卜具、祈願品があげられているが、それぞれ、神迎えの儀礼に用いられるもの、慶応の品々、慰撫鎮魂のための芸能や儀礼に用いられる道具、造型物というように区分を施すことができる。

神とのかかわりということで、いま一つ取り上げるべきことに、ハレの日には普段とは違ったことをするということがあげられる。①仕事を休むこと、②普段とは違った衣服をまとうこと、③普段とは違った食べ物を、違った食器を用いて食べること、④住居に特別の空間を設けること、がそれである。仕事を休むのは神を祀るための謹慎を意味しており、単に休むということよりも、むしろ仕事をしてはならないという、一段と厳しい意味合いが含まれていた。

普段と違った衣服は通常晴れ着と呼ばれているもので、普段の仕事着が筒袖か鉄砲袖・巻袖で、上下に分かれた短着であるのに対し、袖付きの長着が用いられる。仕事をしてはならない日だけに、仕事のしにくい衣服を着用するというのである。しかも普段着には用いられない赤・白・黒・黄・紫などの目立つ色が用いられることにも特色がある。

主食では餅・赤飯・饅頭・団子などがハレの日の代表的な食品になっている。穀物の食べ方には粉粒二様があるが、つぶして粉にするには手間がかかる。普段よりも手間をかけたたり、小豆などで色をつけたものが、神に捧げるにふさわしい食品ということになる。副食もカワリモノとかシナガワリとか呼んで、普段には食べられない揚げ豆腐や茹齋じざいなどを用い、酒とナマガサケ（魚介類）が欠かせないものとなっていた。ハレの食事は本来神を迎えての饗宴を意味していたところから、食器も清浄なものを使い捨てが原則で、白木のマゲモノとか茶焼の土器（かわらけ）とかが用いられていた。のちには、漆の出現によって、ケの食器であったクリモノの木地椀に漆を塗った漆器が新しく生まれ、釉薬をかけた陶磁器もまた普及を見ている。一面では、群れの食事＝宴会が、神事を離れて一般の交際儀礼へと広がって行ったことにも、ハレの食器の多彩になった原因があらう。

住居に特別の空間を設けることでは、正月の歳神迎えで軒廻りに注連縄を張ったり、歳神棚を設けたりするところに古い形が見られる。座敷もまた客人（まればと）を迎える特別の空間である。時た

ま訪れてくる客に、神を迎えるのと同じような対応をするのが古くからのしきたりであった。座敷という新しいハレの空間が設けられれば、当然そこに用いられる家具・調度の出現を見ることになる。もともと住居におけるケの空間はイロリのある部屋であった。イロリは炊炊きとともに暖房と照明を兼ねていた。それが別にハレの空間を設けるとなれば、当然新たに暖房と照明を用意せねばならなくなる。火桶（火鉢）や行灯を中心とする暖房具・灯火具の発達も、住居にハレの空間を設けたことにはじまるとするのは考え過ぎであろうか。ただ、暖房具・灯火具だけに限らず、ハレの空間が設けられたことによって、家具・調度の類が多様な様相を帯びて来たことだけは確かだ。嗜れ着やハレの食器の場合と軌を一にしていよう。そして、それらが技術的に洗練の度合いを濃くすることによって、工芸品への方向を辿ることは前にも指摘したとおりである。その傾向は、主として冠婚葬祭などの交際儀礼の面に強く現われている。普段とは違ったことをするのがハレの日であれば、そこで用いられる道具・器具も当然ケの場合とは違ったものとなる。しかも、その中に洗練された美を志向する工芸品までも含まれるということになる。これまでの民具の概念では処理できない要素が生まれてくるということになる。そうした意味からも、有形民俗資料の収集を考えうるうえに、ハレとケという対立した概念を取り入れることも、あながち、無意味ではあるまいと思われる。

〔参考文献〕

- 倉田公裕 『博物館学』 東京堂出版、昭55
 日本常民文化研究所編 『日本常民生活資料叢書』 第一巻 民具編 三一書房、昭47
 渡沢教三 『祭魚洞雑録』 郷土研究社、昭8
 同 『祭魚洞雑考』 同書院、昭29
 日本常民文化研究所編 『日本の民具』 角川書店、昭33
 宮本華太郎 『民具入門』 慶友社、昭44
 宮本常一 『民具学の提唱』 未来社、昭55
 中村たかを 『日本の民具』 弘文堂、昭56
 文化庁編纂 『民俗資料調査収集の手びき』 第一法規出版、昭43
 文化庁内民俗文化財研究会 『民俗文化財の手びき——調査・収集・保存・活用のために』 第一法規出版、昭54
 柳田國男 『定本柳田國男集』 第二十七巻 筑摩書房、昭39
 柳田國男 『民間伝承論』 伝統と現在社、昭55
 柳田國男 『明治大正史 世相篇』 講談社、学術文庫、昭51
 柳田國男編纂 『明治文化史 18 風俗篇』 洋々社、昭29
- （付記）
 本稿は、昭和五八年度、九州大学において講じた『博物館学』のうち、「民俗資料収集論」について、その骨子をまとめたものである。紙幅の関係で具体例については割愛した。

青柳種信の考古資料(三)

— 金印に関する資料 —

後 藤 直

本館所蔵青柳種信資料中の考古学関係資料には、「漢委奴国王」金印に関する次の資料がある。

- (1) 後漢金印略説 種信自筆草稿二種
 - (2) 漢封金印記 村山広義 写本
 - (3) 後漢金印管見 關陵関鑑撰 写本
 - (4) 金印弁、金印弁或問、亀井南冥著 写本
- (1)は種信が伊能忠敬に贈った『後漢金印略考』の草稿二種類である。成稿『後漢金印略考』の内容はすでに言及されている。
- (2)と(3)はこれまでにしられていない金印に関する著述である。
- (4)は、金印の保存に尽力し最初に金印の考証を行った亀井南冥の周知の著述で、原本は福岡市美術館に所蔵されている。

ここでは(4)を除く各資料について紹介する。ただし(1)・(3)は金印についての解釈をのべた資料で、金印の出土地点・出土状況など金印発見の事情についてはなんら新しい知見をもたらすものではない。

い。

一、青柳種信『後漢金印略説』

これは種信が伊能忠敬の要望に応じて書き贈った『後漢金印略考』の草稿である。伊能忠敬は文化九年(一八二二)から翌年にかけて九州の測量を行い、種信は藩命によりその案内役となった。この時忠敬が宗像宮の社実を問い、また金印についての説を求めたのに対応し、種信は『宗像宮略記』と『後漢金印略考』を著し贈ったのである。この間の事情は両書の自序と大熊漢次郎が引く『柳園年譜』にくわしい。

種信が忠敬に贈った『後漢金印略考』の原本と、藩庁に差出した副本はいずれも現存していないようである。写本は福岡県立図書館(旧井本文庫蔵)と神宮文庫図書館にのこっている。また、明治十年頃にできた『福岡県地理全誌』巻之一百二十四の志賀島村の条に

は、本文若干箇所と割註一箇所ほどを除いて、ほぼ全文が引用されている。

神宮文庫図書館本はみていないが、興立図書館本には旧蔵者、井本進氏の筆で「山崎昌太郎氏の筆写」と記した郵紙が付せられている。この写本は青柳家に伝えられた控えによると思われる。

この「後漢金印略考」の草稿は二種類あるので、便宜上第一草稿、第二草稿とよぶ（図版一―五）。

第一草稿は約二七・五×三八mmの五紙を袋綴したもので（二枚は表紙、表題は「後漢金印略説」となっている。第二草稿は約二八×四一・六mmの七紙を袋綴したもので（二枚は表紙と裏表紙、表紙表題は「後漢金印略説」だが、本文表題は「後漢金印略説」で、第二草稿推定中に「説」から「考」にかわったことを示している。

第一草稿には抹消部分はなく、欄外注記が二カ所ある。第二草稿には抹消、挿入、欄外注記が多い。論述の骨子、順序は両草稿に大差はない。第二草稿と成稿（福岡県立図書館蔵写本）は、前者の抹消部分と後者のやや長い割註一カ所および欄外注記二カ所を除くと、文章、論述の順序はほぼ同じである。したがって第一草稿を増補したのが第二草稿で、これに若干手を加えつつ浄書して成稿を得たと考えられる。

「後漢金印略考」の内容は大谷光勇氏が言及し、金印研究史上での位置づけも明らかである。ここでは種信の論旨に多少言及するにとどめる。

金印発見直後、印面の「委奴国」を亀井南英や竹田定良らはヤマ

トノクニとよみ、また日本の古号と考えた。これは金印発見以前からある「後漢書」東夷伝などの倭奴国を大和国つまり日本を指すとする松下見林（一六三七―一七〇三）らの説（この説は古く『日本書紀』にさかのぼる）と同じである。一方、金印発見の同年にはすでに、藤貞幹や上田秋成らが委奴国＝怡土国＝伊都国説を主張し、以後幕末までは、金印は伊都島主が私的に漢から受けたとする考えが主流であった。この主張は国学の立場からは当然の説であった。種信が「後漢金印略考」を著したのは金印発見後二八年めで、すでに伊都国説が主流となっていた頃である。国学者種信もむろん伊都国論者であった。

伊都国説を主張するにあたって種信は、金印は「後漢書」東夷伝にみえるとおりに光武帝が与えたもので、与えた相手の国号が「委奴国」であったからこそ印面に「委奴国」と刻んだのだとして、委奴国と「後漢書」以下の史書にみえる「倭国」「皇国の惣称」とを峻別する（以下引用はとくにことわらない限り成稿による）。この時種信の念頭に南英や竹田定良の説があったらう。

音韻論の上では、中国の音韻書にもつき「倭」字の音は「倭国」の時のみ濁音なり漢音クハ音、また「倭」字には「倭音」もあること、しかし「委」字の音は「キ」で「濁音」はないことを示し、「委奴」が「倭奴」にわかることはあっても逆はありえないとする。これは他の伊都国論者とかわりない。

しかし種信はさらに一步すすすめ、金印にくらべれば、「倭奴国」と記す「後漢書」八巻に年経て宋の范曄が記せし物なれハ其頃かく字

を誤りたるか、通昔なる故に委を倭と誤る者といふ説には本^ナ作^ルか。さらば後漢書の倭奴もキドと訓へし、「是をもちて考ふれば此、金印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ弁正すべき」と、金印が同時代資料としての価値がより高いことを強調し、さらに「彼、後漢書に倭奴を倭奴と作るなどは千古の惑一時に氷解して大に史學に益あり」と金印発見の意義を高く評価する。この点は種信の論、本居宣長の「此印さのみにくむべき物にも候ハズ。又もとよりたふとむべき物にも候ハズ。たゞいとく古き物に候へば、めづらかなるを賞して有べきに候也。」(小傳敏親書翰、天明六年か)という見方とは大いにことなっている。

このような金印の資料価値にたいする高い評価は第一草稿で明確にうち出され、第二草稿と成稿でくりかえしのべられている。なお音韻の考証は第一草稿ではごく簡略だが、第二草稿では抹消・挿入をくりかえし苦心しているさまがうかがえる。

この委奴國を、種信は本居宣長の説(おそらく「取次假言」や「御狂人」)を引いて伊都國・怡土國にあてが、「委と怡と音近し。伊怡と委倭とは開合異なれとも(中略)おほよその似たるをもちて委とは書たるなるへし」と、委と倭の相違に示した厳密さを欠いている。

伊都國については「三國志」魏志倭人伝をひき、そこにみえる「世有王」は因達、別、種置などに当ると宣長の説を踏襲し、金印を受けたのは「日本書紀」仲哀紀や「筑前國風土記」にみえる怡土與主五十速手の二三代前の祖とみる。

かつて怡土郡に属したことがない志賀島から金印が出土したことについては、「(怡土郡か)志賀島までハわづか海上二里許隔つる地にしあれハ此島も其封疆の内なりしも知るへからず」とのべている。

金印が埋められていた理由を、第一草稿では「いにしへいかなる時にかの島には埋置けむ、今は其よし知らねども」と、なんの推測もしていないが、第二草稿と成稿では「漸皇威海内に赫奕^{キョウイ}さる界を越て私に隣國に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受しことを子孫なぞの耻悔で、かの海畔に棄たりしか、さもなくば乱世にハ多く重宝の類を隠し埋たる事もあれハさる類にてもあらむか」と、遺棄もしくは隠匿によると推定する。

しかし、出土状況について、おそらく梶原景照の「金印考文」(享和三年、一八〇三)の「忽有一巨石、発之則三石周圍如匣状、有物在、其中」にもとづき「田中に一大石あり。(中略)其下に三石側立、物を圍繞に似たり。(中略)探りて見れば金印一顆あり」と記しているのだから、遺棄説を記すのは矛盾している。

出土地点の地名については、志賀島の「南辺字ハカナノ浜と云処」で、「加奈浜といへるハ金印を埋たりしよしの字なるへし」と推測をたくましくしているが、これは亀井昭陽の「願金印紙後」(文政七年、一八二四)にもみえる(其地曰加奈浜、加奈坪音讀金、蓋因印名之也)。これらは「甚兵衛口上書」に記された発見地「叶の崎」とはことなる。「叶の崎」は元禄十年(一六九七)の弘浦と志賀島浦との漁場に關する定めに見える「かなの崎」にあたらう。「かな」に、

金印発見により「金」をあて、種信や昭陽ののべるような地名由来があらわれたのであろうか。

なお、発見直後の金印を「志賀大明神に奉納むとて宮司、坊をたのみて神闕を占ふに神慮にかなはぬとて遂に奉納せざりしといへり」という記事がある。これは「甚兵衛口上書」や南冥の文にはみえない。また第一草稿にはなく、第二草稿にはじめて出る。同じ記事は、中山平次郎が引用した阿曇家藏「筑前国統風土記附録」の「明神の境地より得たる故、神宝とせん事を占ひしに神闕下らざる事再三也といふ。故に府廷に呈けしとなり」だけである。種信の記事はこれによるのだろうか。当時はこのような発掘品を神社に奉納するのが通例であったから、右の記事は事実であろう。

このように「後漢金印略考」は金印についての解釈をのべたもので、金印の出土状況、出土地点などについてとくに目新しい情報はない。

執筆以前に、種信は金印関係の文書を写したり目をとおして、金印に関心をもっていたことは確かであるが、文面からみると執筆にあたって志賀島で実地調査を行ってはいないようである。種信が「筑前国統風土記附録」再吟味を命ぜられたのは文化二年（一八一四）頃のことである。そのために筑前国内を巡見したのは、記録によれば文政三年から文政八年までである。文政八年には表粕屋郡をまわると、志賀島のある裏粕屋郡を巡見したかどうかはわからない。また「筑前国統風土記拾遺」は志賀島の記述を欠いている。したがって種信を通じて金印発見の事情についての新知見は期待できない。

い。

以下、福岡県立図書館蔵写本により「後漢金印略考」の全文を掲げる。なお割注は「」に入れ、頭注は添印を付して末尾に記す。

後漢金印略考

天明四年甲辰二月廿三日戊申筑前国那珂郡志賀島の農夫同島の南辺字ハカナノ浜と云尼の田を耕しけるか田中に一大石あり。舂研に妨なればとて是を割けしが其下に三石側立て物を圓鏡に似たり。農夫惟みて鎌を入れて土を挿ふに土の中に声ありて地に落る物あり。採りて見れば金印一顆あり。農夫はじめハ其何物と云ふことを知らず。後に金印なることを知りて国庁に獻せり。其實黄金、方七分八厘、厚三分、高四分、重二両九錢、純銀なり。其文に漢委奴國王の五字あり。白文にして篆体奇古なり。千古の物なることは固より論なし。按るに後漢書東夷伝曰、建武中元二年倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫。倭國、極南界也。光武賜以印授、マと見へたり。此たび掘出たりし金印ハ即光武の賜たりし印なるへし。然るに其印文に委奴とあるを、後漢書に倭奴と作るハ委と倭と同音なる故に通して書たるとのみ思ふハ委しからず。「倭」字、委音あれども委字に倭音あることなし。其後の倭國の書等に何れも倭字をのみ用ひて委字を作ることなし。因りて後漢書に倭國と倭奴國とを共に皇國の號稱とハ思へる也。いかにと云ふに、金印ハ即チ光武の賜ふところにして、其世にして正しく其國に與ふる物なれば、倭國ならむからに倭とは書すして、同字ながら音の別なる字を掘出て通音なりとて委字を書へき物かは、其國号素より倭奴國な

る故にそ印文も然書たるなれ。是倭國と委奴國とは別なる明證なり。

〔さるを印刺家の説に、漢印章因、秦制度、委奴印、而爲増城改易也、倭作委、是則増城之聲也と云へるも、倭國と倭奴國とを一ツと思ふより、後漢書の倭ハ其本ハ委なることを傳らぬ論なり。委、秦田家、

而爲増城と云ふは、さることも古印諸等に見へたれども、漢と委と音別なる字を用ふへき物かハ。此事ハ次々といふを見べし。〕

後漢書ハ遙に年経て宋の范曄か記せし物なれハ、其頃か字を誤りたるか、又通音なる故に委を使と「倭を委と書といふ説にハ本末の違あり。下に云ふへし」作るか。さらは後漢書の倭奴もキドと訓へし。

范曄も委奴國ハ倭國の内の地名なれハ委ハ即倭ならむとて倭奴とせしなるハ果も誤なるへし。

説文曰、倭从人委白於爲切、委从禾於爲切、玉爾云、倭屬禾切而名と始めて見へたり。倭字、大書正偏に倭鳥未切、女王國名也。又康熙字典云、倭、鳥、廣韻、集韻、韻會、正韻並鳥未切音義、前漢地理志、東

漢海中有倭人、分三百余國、師古註魏書云、倭在帶方東南大海中、^五皆倭種、又広嶋鳥來切、集韻耶果切、並音倭と見へたり。是倭國の時のミ漢音なり「漢音クワ、異音ハクワなるへし」

上に引たる前漢地理志、魏書共に只倭或ハ倭人とのみありて倭奴とはなし。是にても別なるを知るへし。この外、倭字をハ字書に於て爲切、音相と見へ、又説文に順頡、神小雅に周道倭聲、通雅、委紀と通用たり。いづれも音なり。又委ハ字典に、広韻於爲切、集韻、韻會耶果切、並音倭、又集韻於爲切音義、又広韻於爲切、集韻耶果切、並音倭

など見へて、委字ニ漢音あることハ何の字書にも見へず。同字なからも倭國の倭には委字通用することなしと知べし。しかれハ倭國の倭を

通音なる故に委奴とするといふ説ハ誤なり。是をもちて考ふれば此金

印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ非正すへきことなるを、却りて通音なる故に倭を委に作るといひて、正しく委とあるをも強て音異なる

倭と同義とせんとするハ、本末の違を弁へざる忘譯の甚しき物なり。又字義を論する者ハ、倭國を隠しめ、倭て奴隷とする稱也なといふハ、^三誤もなき儘説にして、論ふに足らず。凡西土にて、皇國の諸國

のことを記せる、皆字義を用て名稱たるハなくて、魏志に出たる各國の名とも皆皇國人の稱する同を直に此方の仮名の如く音を連ねて訳したる物なり。彼漢書を^四知、松浦を「肥前國松浦郡」木廣、大和を

邪馬臺と書く類なり。「此外四方の各國みな多く此例なり。又皇國を倭と稱せし事、上代皇朝にてハ更に無きことなるを、いかなる故にて彼國にて稱し来るやしからねども、前漢地理志に東漢海中有倭人と

いへれハ、彼國にて皇國のあることハ始めて韓人の語にて知りたりと見へたり。しかれハ其國ハ韓語に出たるも知へからず。旧説に吾邦之人初入漢、^五問諸國名、如何、吾者曰謂吾國、耶、漢人即取吾字之初

訓、命之曰倭と見へたれども、いかゞあらん。しかるに唐書の日本伝に咸亨元年^六後稍習夏書、委、倭名、更号、日本、といへるも彼國人の推量なり。本より皇國にて倭奴なればハ、不雅なりとて何ぞ改む

へき。開闢の始より吾ハ吾、名号あり。何と異邦の稱を飯らんや。倭を後に同音の和に改められしハ惡不雅にてもあるへし。日本の号ハ倭の義に係ることハなきものをや。此外論すへき事甚多かれともいたづがはしけれハこゝに及しぬ。これを推て字義に與らざる事を知る

へし。本居翁曰、倭奴國ハ皇國の號号に非ず。後漢書に倭國、^七極南海也とあれハ倭國の内の南辺なる一所の地名なること明也。同書に倭在、

韓、東南大海中、倭、山島、爲、居、凡百余國、自武帝滅朝鮮、使使通、
於漢、者三十許國、と、皆稱、王、世々、伝、統、其大倭王居、耶馬、島國、といへり。此委、致國も右の三十許國の中の一にして、いにしへ國、
別、稱、置などいひたりし人の辺陲に感、思したるか所爲といはれしハ、
誠に千載の確論なり。彼後漢書に大倭王といへるを正しく皇朝の御事
をさし申にてハ有ける。倭と倭奴とを共に皇國の號号とせハ、かの倭
國の極南界也といへる文をハいかゞ脱へきそや。〔松下見林か倭國極
南界也と点せしハいかなる強言なり〕しかるを唐書の日本伝に日本
古、倭奴也とかけり。これ彼國にて誤の差解にして、其後ハ倭漢の諸儒
伝へて棄せず。遂に今日に及ぶのみ。〔凡西土にて皇國の事を記すこ
と前漢地理志に始り、後漢東夷伝ハ多くハ魏志の倭伝にかりたり。唐
書の倭伝ハ全く魏志をとりて文を省略して甚重なり。魏志の詳な
るに似たれども、伝聞の謬等ハあけてかぞふるに暇あらず。唐書の日
本伝に至りてハ遣唐使の往来も繁かりしに因りて、明皇國の事実を得
たりと云へし。されども猶推量の附会ハ逸れざる也。近代の明史の日
本伝すら遠へる事の多を見て、彼國歴史とも皇國の事蹟にハ妄謬多
き事を知るへきなり〕類まく異れれども吾皇國開闢の初、神明統を
垂れ玉ひ天壤無窮の基を開玉ひしより以來、君臣道明らかなる事、世
界万国の中何れの國か企て及へき。吾天皇ハ即、真天子におはしまし
て、異國の今日光、曆明日、踐、行、者と年を同じして踏るへからず。固、彼
封爵を受け玉ふへき物かハ、其事ハ倭漢の歴史を照し合せて弁ふへ
し。〔前漢以來の封爵ハ皆かの百余國の王、等或ハ吾稱の日本府の稱な
との使と知るへし〕隋書帝に至りては初て天朝の大御使ハ通されけ
る。此事倭漢の書に歴々たれハ云ふに及はず。されハ唐書の日本伝

に、用明亦曰、目多利思比孤、直、隋開皇末、□與中國、通、と見へたれ
ハ、前史に吾使といふ者の皆辺陲の酋長等の使なりし事ハ、唐にても
此時初めて知たるなるへし。〔しかるに吾國に歴々吾國の書を見な
ら猶此封爵のことを悟らぬ人あるハいかなる感そや〕さて其委、致國
といへるハ皇國の内いづれの地方そと尋るに就國怡土郡なるへし。
委と怡と音近し、伊怡と委倭とは開合異なれども〔伊怡ハ魏韻略記に
異して開口音なり。委倭ハ韻鏡合駢に異して合口音なれども、唐司
業張參か吾稱文字に使一皮反、又於危反と見へたれハ、平声にて開駢
に属すへきか。此事ハ猶難助へき事也。夫ハともあれ異國人の語を聞
て訳せんにハ開合の混ひなどハあるへきなり〕おほよその似たるを
もちて委とハ書たるなるへし。皇國にても今の世によく人の語へてか
くことなり。其極南界といへるハいかゞと思ふ人も有るへけれど、
九國の地ハ凡皇國の極西南界なれハ是もさのみ違ふへからず。〔地理
の事ハもとりにて、其外にも伝聞の誤多き事ハ近代の明史などを
見ても知へし。悉く挙るに暇あらず〕怡土郡を魏志には、伊都國
官曰、爾支、爾曰、誰妻、爾稱、爾、有、于、舍、百、世、有、王、皆、族、爾
女王國、爾使往來常所、就、とあり。世有王といへるは即怡土、與、主
をいふなるへし。官曰、爾支、といへるは爾支ハ主なるへし。〔東國の
人ハ今も主といふ事を爾支といふ也〕そは與主などの主にて官とい
ふにはあらねども、實人をさしいう稱なれハ、自言の如く思へるなる
へし。誰妻、爾稱、爾ハまだ考へず。此與主の祖ハ高麗國王の王子
なりしよし見へたれハ、素より異國人なるゆゑにはやく漢にも通せし
なるへし。〔そのかみ辺陲にて威福を呈せんとて西土に朝して其声息
を借しなるへし〕かれハ前漢書の地理志に、東海海中、有、倭人、

分爲百餘國、以歲時來獻見、いへるも、三十許國の國王等に
して、この與主か類なりし事を知るへし。〔元世の平城録といふ書に薩
摩王、中国安王、豊後王などいふ事するあるなり〕。上世の封建の
世の國造、別、題置など云へりし者、又近世の諸大名をも彼國の
人ハ王といひて、其王といへるハ必皇朝世々の天皇を奉申にハ非さ
るを論るへし。其百餘國といへるハ、旧事記の國造本紀を見て其國々
の多なりし事を知べし。さて怡土麻主の事ハ日本紀仲哀天皇の御巻
に見へ、又筑前國風土記曰、怡土郡、穴戸、豊浦、宮御宇、足仲
彦天皇、將討、球磨、等、築紫之時、怡土、麻主等相、五十餘
手、聞、天皇幸、拔取五百枝、買木、立于船、船、上、茂、八尺、中、
枝、白、銅、鏡、下、枝、十、握、劍、夢、迎、穴、門、引、鳥、獻、之、天皇、物、
問、何、誰、人、五十餘手奉曰、高麗國、意、呂、山、自、天、降、來、日、神、之、苗、裔、
五十餘手是也、天皇於、斯、答、五十餘手曰、怡土、〔謂、伊蘇志〕五十
餘手之、本、可、謂、怡、勤、國、今、謂、怡、土、郡、訛、也、怡土ハ元來此郡の古
名なるへし。五十餘手といふもこの地名より出たる名なり。しかるに
此たび、天皇の西征に元從の功あるによりて、怡土とのり給ひて、やが
て美号を賜りて、伊蘇志の國と名つけ玉へり。さるを後世にハ猶昔の
称によりて怡土といふハ訛たるとなるべし。怡土、伊蘇志近きにより
て転じてまた古昔の名にかへりしにもあるへし。此頃成人の説に、仲哀
天皇征、西海、也、怡土麻主五十餘手、奉、兵器、玉、帛、以、迎、大、駕、蓋、五、十、
餘手本韓人也、普通西土、受、其、封、冊、佩、其、印、綬、号、委、政、國、王、
而、西、土、家、亂、漢、民、失、喪、於、是、五、十、餘、手、効、西、土、之、漢、帝、而、得、自、稱、委、政、
帝、矣、美、政、帝、諡、則、五、十、餘、手、也、五十餘手当、大、駕、西、征、恐、而、降、漢、天、
皇、懼、其、降、化、授、以、與、主、以、其、地、委、政、帝、之、所、屬、遂、曰、委、政、後、改、

爲、怡土、風土記追書者、或、ともいへり」と見へたり。かくて此の
五十餘手か遠祖の世より、勢強大にして皇朝に仕奉りながら、又漢土
にも通したるなるへし。〔足利氏の封冊を受けられしも此類なり〕。後
漢光武の世は皇朝にては善仁天皇の頃に當りたれハ、金印を受たりし
ハ五十餘手より三代も前つたかなるへし。魏志の頃ハ神功、応仁の
大御代にしかれハ、彼書に伊都國王といへりしは此の五十餘手かこと
を指ていへる也。さて昔怡土國といへりし其封疆ハいつこよりいつこ
そといふこと、詳なることハしらねども、今の怡土、志摩の二郡ハ本
より同地と見へたれハすて怡土國内なりけらし。さすれハ此たび金
印を得たりし志賀島〔此島延喜式には增屋郡に属し今ハ那珂郡に属
す。凡諸國に郡縣を置れしハ孝徳天皇より後の事なれハ、其かろ封建
の制の世にはいつれに属しけむしられす〕までハわづか海上二里許隔
つる地にしかれハ、此島も其封建の内なりしも知るへからず。かく同
し國内といふにも殊ニ間近き地に金印の有しにても、倭奴國の怡土國
なるへき事を思ふへし。いにしへいつなる世にいかにしてこの島には
置置けむ。〔其かろ草昧の世にハ皇威いまだかたはしの國々までは周
く及難かりしによりて、熊襲などの族しばしば振きもし、またおのが
どち勢を張むとて隣國に使を遣はして其威をかりたりしなるべし。し
かるに神功皇后征韓以後ハ三韓も内属し熊襲等も膝に伏して筑紫に大
臣をさして鎮めせしめ玉ひしかバ、漸皇威海内に赫突て、さる界を越
て私に隣國に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受し
ことを子孫などの號傳てかの海岸に染たりしか、さもなくば皇世には
多く重宝の類を隠し埋むる事もあれハ、さる類にてもあらむか〕其
由ハ知らねども、其類しあたるの字を加祭祭といへるハ、金印を

埋たりしよしの字なるべし。されとも里老のかたり伝もなき社傳なりけり。初此金印を掘出せし時、農民集ひてさま／＼掘へともいかなる物とも名つくるものなし。しかすがに尋常の物ならねは民家に藏おかむ。俾あり。志賀大明神に奉納むとて宮司坊をたのみて神闕を占ふに神慮にかなはぬ由にて遂に奉納せざりしといへり。前にもいへる如く此金印ハ漢國より皇朝に奉りし物ならぬ事ハ因なれとも、さすがに皇國の疆域ならむ國に漢主の封冊を受たらむをは神明明などか悪み給はざらむ。いま大神の此印を受給ハぬは、末世といひながら神威の嚴重なること尊むへく、かしこむべし。さて此金印千古の物なるに因りて後世古物をとること多し。彼後漢書に使叔を委叔と作るなどは千古の感、一時に水解て大に史字に益あり。又唐山より来る古印體の類あまたの世を経て度々摹刻したる物にしあれハ、旧制に違ふ事も多しといへり。今漢の金印出しより初めて漢制の真を見るといひて華印家これを貴重するを譽に物なし。誠に絶世の珍奇也。建武中元二年より天明四年に到りて星曆千七百一十八年を歴て、今この金印の出たりしハ奇也といふへきなり。

文化九年申十月朔日誌

公儀御勘定方伊能勘解由之需書之於夜須郡甘木沢旅亭呈進之

青柳勝次通書

國府に獻す。

文化九年壬申九月

青柳種信識

△註▽

案1 佛平声、委去声

案2 漢世朝鮮を滅して漢汝郡を置けり。

案3 五國天皇を天子とかくことハ初て隋書に見へたり。又近代の略代

業書に、日本天皇稱至尊とも云へり。天皇と云ふハ彼國世の史に見へたり。朝鮮の海東諸國記ニハ神武崩とも書て、古より

異國人共の吾國天皇を尊むこと天子に異なること無なり。近代西洋人の云へるにも吾國を帝國と云ひて、天子、將軍を共にケイン

ルと云へり。ケインハ訳して帝といふことのよしなり。

案4 此使のごと用明天皇に非ず。推古天皇なり。これも例の伝聞の誤

也。開皇も誤也。日多利息比羅の上に阿字脱たるか。これ天足彦

という義なるべし。世々の天皇に多き御名にハあれとも、用明、

推古二帝此大御名にハあらぬ物也。

二、村山広『漢封金印記』

約二五・五×三三cmの五紙を袋綴した写本である（一枚は裏紙）。

字体は南冥の『金印弁、金印弁或問』写本（資料も）と同じで、種信

の自筆ではない（図版六）。

著者村山広（字は子雲、通称は新兵衛あるいは市衛門、立派と号す）は

安永五年（一七七〇）福岡藩儒官となり、天明四年藩校創立とともに

父子教導となる。文化五年（一八〇〇）七二才で没した。村山退斎の

父である。種信は第一回の江戸紙役（天明二年）六年、種信一七才二

一才の折、天明六年に村山広が根田邸寄合長屋に開いた学舎に列

席し、会談にも参加している。

村山広は金印発見からほどない天明四年夏六月に、江戸に送られ

た印紙のみをみてこの『漢封金印記』を著したことが、その末尾に記されている。

内容はとりたてて言及すべきほどのものではない。金印は光武帝より賜つたもので『日本書紀』紀年からその時の天皇は垂仁天皇だが、「我史不載此時遣使事」とし、「光武、英武之主也。非、我自居藩臣、彼必不封也。我若明、小大之分、而卑、辞厚、聘藩自居乎、則封、國王、編、金印、比、之、当世四番入貢諸國、豈不、太、笑、乎」とのべる。しかし、天皇は「假使、當時通、好於西隣、豈甘、受其封乎。万々无、有、此理已」、だから、光武帝の封を受け、金印を得たのは、『日本書紀』にみえる武埴安彦、狹穗彦、熊襲のように、朝廷に従わなかった土著であるとする。この辺の論証は当時の伊都國説や熊襲説と同様、『後漢書』東夷伝の「百余國」、「使訳通於漢者三十許國」、「倭奴國……倭國之極南界」などの解釈にもとづいている。

三、関鑑『後漢金印管見』

種信の自筆ではなく、種信の写本をさらに写したものらしい。約二四・七×三三cmの六紙を袋綴する（一枚は表紙）。表題は「後漢金印管見」だが、文末には「後漢國章管見」とある（図版七・八）。

本文のあとに種信の短評とともに「寛政元九月十八日以上総國版野領主保利彈正忠君之庫本書写千東都叢古閣録中」とあって、二回めの江戸版役（寛政元年六年）の最初の年に写したことがわかる。種信にとって寛政元年（一七八九、種信二四才）は、江戸に上る途中

松坂に赴き、本居宣長の弟子となった記念すべき年であった。

『後漢金印管見』は、文末に「寛政元年己酉七月 三草教授 關鑑 関鑑撰」とあって、金印発見後五年めに執筆されたものである。著者関鑑がどのような人物かは判明しない。内容からすれば国学とは無縁の人である。

この著作の内容は、当時の金印に関する議論の中ではやや特異である。

まず金印発見の時と場所、法量を記すが、これはすぐあとに出る井田敬之『後漢金印論』（天明四年五月）などによるのであろう。

つづいて筑前福岡の松田子寛の考えを引く。この松田子寛は福岡にあって金印発見当時金印について一文をあらわしたと思われるが、どのような人物か明らかでない。関鑑は、子寛が引く「漢賜抄」と「文獻通考」の『後漢書』東夷伝によれば、金印は光武が与えたことになるが、史には詳略があるから「豈以為中元所賜之物哉」と疑問を呈する。ついで紀州藩士井田敬之『後漢金印論』について「論中若謂於皇和不受漢家之印授。則殆難機擬空之論矣。」と批判する。理由は、『後漢書』（関は漢書と記す）に「仮印授之事」が記されているのはそれが事実だからというのである。これは先の「豈以……物哉」と矛盾する。いずれにせよ関は倭、倭奴いずれもヤマトを指すとみていることになる。

そのあと『三國志』魏志倭人伝の条から「景初二年六月倭女王」以下の記事を引用して「是正史所錄不誣矣」といきり、「則漢以來受服色印授而以為宋明矣。皇和朝廷、凡有大礼、則為用唐服。蓋書

押仮於印被服色之家為然也」とつづける。ここでも、明言はしていないが邪馬台國ニヤマトノクニとみている。

つづいて金印そのものにふれて、「史記」封禪書の「官改印章以五字」を引き、金印も五字で、字体からも漢代の印とみられるという。しかしさらに城戸桓（何者か不明）のいう偽印・押印の議論をひいて、金印は偽印でありながらも押印に用いる式だから（その理由はよくわからぬ）、偽造品かあるいは「和邦改鑄以為押印者。而蓋非漢朝之物而已」と疑っている。松浦道輔「漢倭奴國王金印偽作弁」（天保七年、一八三〇）ほど明快な偽作説ではないが、金印発見直後の懷疑説といえる。

このような内容は國學が否定してやまない中国古典をひたすら尊崇する態度から導かれているといつてよい。本居宣長に弟子の礼をとったばかりの若き種信は、筆写のあとに「嗚呼閔氏之偏見夫如斯甚哉。廢國史而証異狄之史、以朝礼服唐服為封印之拋。閔氏之學棄本據末、不知彼此其余不足見而已矣」と書きつけずにはいられなかった。

ここに紹介した資料は、すでにのべたように金印とその発見の事情については新しい材料を示すものではない。

青柳種信「後漢金印略考」とその草稿は、種信の金印考証の跡を示し、種信研究の上で欠かせない資料である。

村山広と関錦の写本は、金印研究史上これまでしられていなかった著述とみられる。内容は見劣りするが、江戸時代の金印論議をみ

る際の一材料となろう。

本稿作製にあたっては、文献解説でいつものように高田茂廣、吉良國光兩氏の手ほどきを受けた。大谷光男先生（二松学舎大学教授）には金印研究史について、小島一仁氏（浄国寺住職）には伊能忠敬資料について、井本菊江氏には種信の写本について御教示いただいた。沼田哲氏（青山学院大学助教授）には関錦について調べていただいた。御礼申上げる。

註

(1) 大谷光男 一九七四 研究史金印、吉川弘文館

(2) この自序は、すぐあとにのべる福岡県立図書館蔵「後漢金印略考」写本に付せられている。また武谷水城も全文を引用しているが、その引用がなにもとづくかは明記されていない。

「柳田年譜」は、武谷のほかに大熊次郎も引用し、いずれも忠敬との交流部分は詳細である。なお「柳田年譜」は一九四五年に空襲で焼失した。

武谷水城 一九一八 筑前の國學と青柳種信、筑業史談 第16集、pp.21-36

大熊次郎 一九三四 筑前國學の垂斗青柳種信年譜の梗概、筑業史談 第26集、pp.35-47

なお武谷の引く自序と大熊の引く「柳田年譜」は次の論文に転載されている。

筑業史 一九七七 福岡藩の國學者青柳種信の研究(一)——その年譜的

素撰——福岡市立歴史資料館研究報告第一集 pp.1-69

(3) 千葉県佐原市の伊能忠敬資料館にはないことを小島一仁氏（佐原市浄

関寺住職、忠敬(研究家)より御教示いただいた。

- (4) 山崎昌太郎は、種信の次子種春の妻となった和一郎(明治二三年改、六三才)と、種信の長子種正(長野家を継ぐ)の次女佐喜子(大正一三年改、八一才)との間にできた久子の夫で、筑前銀行取締役であった。当館に種信資料一括を寄贈された山崎千泰氏の祖父にあたる。

- (5) 「筑前年鑑」には「但右二冊(宗像宮内記)と(後漢金印略考)草稿は別に密にも書残(遺事)」とあり、これを引用した武谷はひきつづき「両書共今其の家に現存するは此自筆ならん、既に論及して読難き處少からず、旧門人中には之を写し取り讀た人もあらんれども」と記す(註(一) 前掲論文 p.25)。「今其家に現存する」のがこでとありあける草稿か、成稿の控えかよくわからない。なお福岡県立図書館蔵写本(旧井本文庫)は、現在井本家に残る『後漢金印略考』写本(井本氏写す)末尾に「本書は福岡市西新町山崎昌太郎氏原本より手写せしをさらに写したるものなり」とあるので(井本道氏夫人、菊江氏の書信による)、この「原本より手写せし」ものと考えられる。したがって、山崎家には青柳家からひきついで草稿とは別に、成稿の控えが残っていたと考えられる。しかしこの成稿控えが、どうなったかは明らかでない。

- (6) 註(一) 大谷前掲書 pp.70—73
- (7) 佐伯有清 一九七一 研究史察馬台国 吉川弘文館、など。
- (8) 註(一) 大谷前掲書 pp.74—77
- (9) ここは「委叙を(後叙と作る)とすべきであろう。第二草稿でも成稿と同じく書残している。なおこの文は第一草稿にはない。

- (10) 小篠敏(石見浜田藩儒医)は福岡藩の細井金吾(甘茶館師匠)から金印について質問を受け、宣長に考えを求めた。それに対する返事である(註(7) 佐伯前掲書 pp.35—40)。なお、種信は天明八年に小篠敏が長崎にいるのを知り、同僚の長崎抵役をかわってまで訪問したが、すでに備問後で余えなかった。しかしその後文通はつづいた。細井金吾は宣長・小篠の弟子、種信と親交のあった人で「金印考」を著して

いる。

- (11) この文は第一草稿にはない。
- (12) 本研究報告所収の高田茂廣論文参照(p.6)
- (13) 金印出土地は「甚兵衛口上書」によれば「叶の嶺」である。頼辰景康の考文(享和三年、一八〇三)も「叶嶺」としている。「叶の嶺」とするのは「筑前国統風土記附録」(寛政十年、一七九八。平岡家本による文献出版刊行活字本、上巻 p.233)であり、種信や昭陽はこれによって「かなの浜」としたのであろうか。

- なお同じ「筑前国統風土記附録」でも、中山平次郎が引用した阿曇家本では、金印出土地を「叶の嶺」としている。
- 中山平次郎 一九一四 藩要致国玉印の出所は筑前王の墳墓に非ざるべし 考古学雑誌五—、pp.25—43

- また種信の「略考」よりおくれる「統風土記新編子。附問子書上編」(文政三年、一八二〇)では、出土地を「此(叶)も弘にかよふ辺乃嶺」と記しながら、これを抹消して「叶ヶ嶺と申所」と改めている(註(一) 大谷前掲書 pp.39—41)。抹消部分によれば、出土地は「叶の浜」に相当しそである。

- ところで現在「叶の浜」は、金印碑の建っている所から北西につづくやひらけたところである。しかし、貝原益軒「筑前国統風土記」志賀島条の「又志賀民屋の西につらなりたる浜を、叶の浜と云」、あるいは「福岡輿地全誌」(明治十年頃か)巻二百二十四の志賀島村条の「叶浜。村ノ西民家ニ連リタル浜ヲ云。又野道共云」といふ記事からは、金印碑から東、夫船石崎あたりまでを指すようにも思われる(本研究報告所収高田論文第一図参照)。今後の検討課題である。

- (14) 註(13) 中山前掲論文。
- (15) 種信資料中の考古学関係資料や「筑前国統風土記拾遺」にもそうした記事がある。

- 後藤直 一九八三 青柳種信の考古資料(一)、福岡市立歴史資料館研究報告第七集、pp.37—56

- (16) たとえば寛政七年とみられる内山真徳宛書簡に「こころ源朝杖國王の金印御
覽解くば様して送る」とある(註(2) 筑紫前掲論文 p. 28)。
- (17) 福岡県庁史料編纂所 一九四九 福岡藩文字書寫伝、福岡県史料叢書
第拾編
- (18) 註(2) 筑紫前掲論文 p. 58。

後漢金印管見

後漢金印管見

後漢金印管見
大朝四年二月二十日
明都元知書乃君大替田得金印一發
口徑五分方一參八分重三十三兩
高四分重二十七兩



同朝六年四月二日
北朝八十六年十二月
北朝八十六年十二月

北朝八十六年十二月
北朝八十六年十二月

北朝八十六年十二月
北朝八十六年十二月

北朝八十六年十二月
北朝八十六年十二月

北朝八十六年十二月
北朝八十六年十二月

後漢金印管見
大朝四年二月二十日
明都元知書乃君大替田得金印一發
口徑五分方一參八分重三十三兩
高四分重二十七兩

印後刻銘處在福堂之倫是何例漢書
紀後印後之文或有使人自稱大夫之
則不謂自稱大夫者必入為王之印士
各居其田夫家者每至及到漢書何例
聖化於禮和空和統內之其月或工
國五傳心更厚官長詳兩地某相傳
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某

若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某

若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某
若使時心也蓋更更官長詳兩地某

圖版「後漢金印管見」(1)

福岡市能古島の考古資料

塩 屋 勝 利

一、はじめに

博多湾に浮かぶ小島能古島。この島の考古学的知見は、同じく博多湾頭に位置する志賀島ほど周知されてはいない。「漢委奴国王」金印出土地として教科書にも掲載され、一九七三年には九州大学考古学研究室によって金印出土推定地の発掘調査と全島の一般調査が行われ、その成果が刊行されている志賀島に¹⁾比べ、能古島の考古資料は一九五七年に三野章氏によって報告された弥生土器が知られているにすぎない。しかしながら島内では、高田茂廣、宇賀紀雄、久保田耕作、石橋潤三諸氏による資料の収集が行われてきたのである。今年度それらの一部が当館に寄贈・寄託されることになった。ここではその資料を紹介すると共に、能古島の考古学的環境について概観したい。なお、昭和五三年度から継続実施している福岡市教育委員会文化課による市内の文化財分布調査では、逐次その成果が刊行されている。今年度は能古島も対象地となっており、その結果

をも合わせて参照されたい。

二、能古島の歴史地理概要

地理と歴史

能古島は福岡市西区に属し、博多湾西部に浮かぶ小島である。東西一・三㎞、南北三・一㎞、面積三・九三㎢の南北に長い島で、南部の浜崎から姪浜との直線距離は一・三㎞、西部の白鳥崎と今津の間一・八㎞、さらに北部の也良崎から志賀島までは二・四㎞の位置にある。島の地形は卓状を呈し、南側は比較的緩やかな斜面をなすが、北側から西側は海岸部から急峻な崖を形成する。島の南半中央部に標高一九五mを測る最高位があり、なだらかな起伏を見せながら平坦な台地が北部の也良崎まで続いている。島の北部から中央部にかけては花崗岩・三郡変成岩類が基盤岩となり、その上を玄武岩類が覆っている。南半部では古第三系残島層が露出しており、複雑な地質構造を示している。沖積層はわずかに東側の谷部と南側に見

られる程度である。現在の集落は南側に西・江ノ口・東の各集落が連続し、東側沖積地に北浦、北部に大泊があり、港は南側だけに形成されている。沖積地とその周辺では水田や畑地、斜面部から頂部平坦面は山林、畑、果樹園として土地利用され、島の経済基盤は近郊農業を主とした半農半漁といえる。

能古島のこのような環境は、この島の歴史が弥生時代以来のわが国の歴史の節々で、大陸との交渉の門戸として頻繁に登場する博多湾沿岸野部の動向と深く関わるものであることを思わせる。実際、断片的に残る文献史料は、十分にこのことを物語ってくれる。

その中で能古島を歴史の舞台へ初めて登場させるのは「万葉集」である。「万葉集十六」には、神龜年間（七二四—七二八）に起きた志賀の白水郎荒雄の遭難を伴ひ歌十首が載せられ、その中に、

沖つ鳥鴨とふ船の還り来は也良の崎守早く告げこそ

沖つ鳥鴨とふ船は也良の崎廻りて遣き来と聞え来ぬかも

という二首がある。

これらは、文獻への能古島の初登場を示すと同時に、「日本書紀」の天智天皇三年（六六四）、対馬、志岐、筑紫への助人と蜂の配置という記事に見る筑紫國の配置場所の一つであったことを推測させる。さらに「万葉集卷十五」には、天平八年（七三〇）の遣新羅使一行が現在の唐泊に碇泊していた時詠んだ歌六首があり、その中にノコの地名の初現を見る。すなわち、

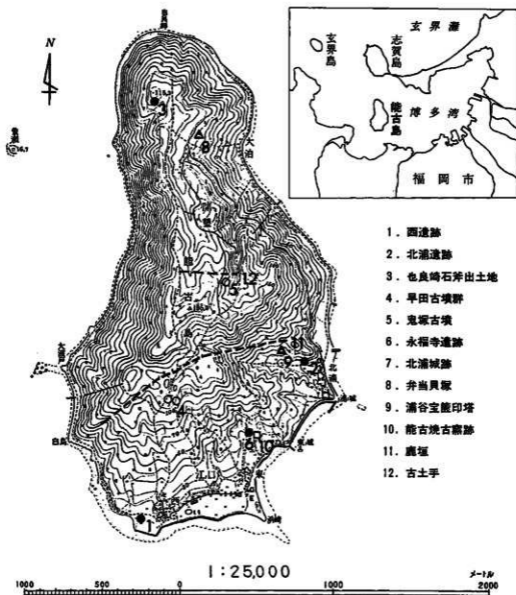
轉乎能許の浦波立たぬ日はあれども家に恋ひぬ日はなし

風吹けば沖つ白波恐くと能許の亭にあまた夜を寝る

の二首であり、「能許の浦」とは博多湾西部の海上を指し、「能許の亭」は唐泊を示すと考えられる。

ノコの地名は平安前期の承和十四年（八四七）に慈覺大師が記した「入唐求法巡礼行記」の「博多の西南能奉嶋下に泊船す」にも見え、さらに十世紀初頭の「延喜式卷二八」兵部省諸國馬牛牧の項に、「筑前國能奉島牛牧とあり、平安期における能古島は筑前國唯一の牛牧地であったことが知られる。また永久四年（一一一六）に成立した三善為康編の「朝野群載卷二十」には、寛仁三年（一〇一九）の刀伊の来襲について記し、「筑前國那珂郡能古島」（傍点筆者）に刀伊の賊が上陸し、この島の受けた被害は人九人、馬四頭、牛二九頭であったという。馬の被害が多いことは、牛牧と共に馬牧も行われていたことを思わせる。鎌倉時代の二度にわたる元寇においても、能古島は相當な被害を受けたと考えられる。弘安の役（一一八）では、「八幡大菩薩恩重訓」に「蒙古大唐之舟者對馬ニハ不寄壹岐之嶋ニ着自其當崎之前成能古志賀ニ之嶋ソ付ニケル」とあり、志賀島と共に能古島にも元軍は上陸したと思われる。この他にも平安前期に紀實之によって撰せられた「新撰和歌集」、鎌倉初期の順徳天皇著になる「八雲御抄」、鎌倉後期の藤原長清の撰になる「夫木和歌抄」、さらには室町時代五山文学の代表的詩僧である絶海中津の「蕉塵稿」などの詩歌に、能古の浦・この浦・野古島の地名を見ることができ。しかしながら、その後の島の歴史を語る文献史料は全く途絶えている。

能古島が「残島浦」として再び歴史に登場するのは近世初期から



第1図 龍古島の位置および地形と遺跡

1. 西遺跡
2. 北浦遺跡
3. 也良崎石笋出土地
4. 早田古墳群
5. 鬼塚古墳
6. 永福寺遺跡
7. 北浦城跡
8. 井当貝塚
9. 浦谷宝篋印塔
10. 龍古焼古窯跡
11. 鹿塚
12. 古土手

である。それは博多湾西部の唐泊・宮浦・今津・浜崎と共に、筑前五ヶ浦廻船の主要な根拠地として、残島の人々が帆船で全国の海を駆けめぐった最も栄えある時代であった。華々しく勇壮であった五ヶ浦の廻船業も、明治初期には完全にその姿を消す。そして残島は農業と沿岸漁業を産業とする残島村となり、昭和一六年に福岡市に合併する。

このように文献から見た龍古島の歴史は、古代から中世にかけては防人と牛馬牧の島であり、大陸渡航の人々の旅船を導く風待ちの島であった。そしてまた刀伊や元の襲来では凌辱された島だったのであり、近世においては幕藩体制下の経済活動を支える廻船業の基地として栄えた島であったということが出来る。

それでは文献史料では知り得ない遺跡や考古資料は、島にどれ程残されているのであろうか。次に能古島の遺跡について見てみたい。

能古島の遺跡（第一回）

能古島の遺跡についてのこれまでの紹介は、すでに述べた三野章氏の報告、高田茂廣氏の『能古島物語』があるだけで、考古学的な発掘調査の記録は皆無である。今回、当館に採集資料が寄贈・寄託されたのを機会に、筆者も高田茂廣氏の御案内によって現地を何度か踏査した。その踏査結果をも合わせて能古島の遺跡を概観する。

この島の先土器〜縄文時代の遺物は、島の南端斜面部の西、江ノ口、東にかけての地域から集中的に採集されている。特に江ノ口周辺の密度が濃く、次項で紹介する打製石器類が多い。また、島の北部の也良崎一帯からも黒曜石の削片などが採集されている。

弥生時代については、三野氏が報告された弥生土器が島の西南端部の磯辺公園に隣接する墓地の断面から出土している。現地は海岸砂洲に面した標高二m程の沖積低台地であり、周辺は削平を受けたと考えられ、畑や水田となっている。畑地には弥生土器片の散布が認められ、城ノ越式の甕形土器を含んでいる。弥生中期初頭の時期には形成された遺跡であり、西遺跡と呼称する（第一回①）。東部沖積地の北浦には次項で紹介する弥生前期末の北浦遺跡があり（第一回②）、能古島で最も通る弥生時代の集落遺跡である。弥生時代の遺跡は、島の北端也良崎の地にも認められ、太形給刃石斧、挟入片刃石斧などが集中的に採集されている（第一回③）。しかしながら、具体的な時期決定の手がかりとなる土器については不明である。

この島の古墳は、南半部の早田に二基の円墳が現存する（第一回④）。標高一・五mの、南側にのびる丘陵東側斜面に占地し、東西一五mを隔てて築造され、いずれも両袖単室構造で南々々に開口する。現状では実測調査が不可能な状態で正確な規模と構造は不明であるが、六世紀後半に築造されたものであろう。周辺に他の古墳の存在は確認できなかったが、十分にその存在は予想される。早田古墳群のほかに、島のほぼ中央部の小平谷に一基の古墳があったと伝えられている。現地は展望台がある能古島最高位から北東にのびた標高一六〇mの丘陵東側斜面である。鬼塚と呼ばれ、横穴式石室の円墳であったと考えられる。昭和一六年の開墾によって完全に破壊を受けており、現地では古墳が存在した痕跡は全く認められなかった（第一回⑤）。また、島の東南部、永福寺裏手の標高三一・五mの丘陵先端部には、組み合わせ式箱形石棺一基が現存する（第一回⑥）。昭和五十年頃、能古島中学校生徒によって発掘されたが、棺内からは何も出土しなかったという。現在は埋め戻された状態で保存されており、蓋石は近くの地蔵尊の礎石の一部に使用されている。

歴史時代以降の遺跡では、北浦南側の海岸に面して突出する丘陵先端部に北浦城跡がある（第一回⑦）。博多湾を一望する標高二二mの丘陵先端部を占め、遺構としては丘陵を南北に切る幅三〜五m、深さ約三mの空濠が残っている。伝承では山上位良あるいは藤原純友の臣伊賀寿太郎の築造と言われるが、その実体は不明である。島の北部大泊には歴史時代のものと考えられる貝塚があり（第一回⑧）、藩政時代に鹿狩に來た黒田の殿様が鹿を下ろして弁当を食べたとい

う伝承が残る弁当岩近くの、標高一〇七mを測る丘陵東側斜面の断面に認められる。里道拡張によって生じた高さ約1mの断面に、長さ約一五m、地表下四十一〜八十cmの範囲でサザエやアサリを含む混

貝土層がある。土器は検出されずに時期は今のところ不明である。関連の高田氏によれば、この地に集落が形成されたのは明治以降であって近世以前の記録は無いということであり、少くとも中世以前

のものと考えられる。北浦集落から北西五百mを隔てた浦谷に、宝印塚が一基残っている(第一図9)。鎌倉後期〜室町前期のものと考えられる。また永福寺遺跡に近接した場所に、能古焼古窯跡がある(第一図10)。埴積みの窯で天井部はすでに崩落しており、焼成室

は六室が確認できる。周辺には白磁類の散布が認められ、この窯では磁器が生産されたことが知られる。しかしながら能古焼の起源や流通については未だ明らかではなく、近世筑前窯業史の面からも、

遺構の保存の面からも、この窯跡の正式な発掘調査が望まれよう。近世の遺構で最大規模を誇り、最も著名なのが鹿埴である。黒田藩の鹿埴のために天保の頃完成したものであり、島の南半部の北浦から白鳥にかけて、高さ二・二五mの剝石積の石垣が延長二kmにわたって連続する(第一図11)。また島の中央部には、古土手と呼ばれている東西に走る土塁がある。牛牧に伴う遺構とも考えられるが、

築造時期や性格は不明である(第一図12)。これまで見たように、能古島の遺跡は先土器時代から近世まで認められる。けれどもその多くが具体的内容に欠けており、島の歴史を再構成するためには今後の目的意識的な調査が必要である。

三、考古資料

今回寄贈を受けた考古資料は、高田茂廣・宇賀雄雄氏の採集された打製石器類・磨製石斧(受入番号P83-6)、高田茂廣氏所蔵の北浦遺跡出土弥生土器・磁石(同P83-7)である。寄託された資料は、久保田耕作氏所蔵の磨製石斧類(同D83-20)である。

打製石器(第二図・図版一)

打製石器は細石刃一点、石刃一点、石錐二点、石匙一点、石鏃一点のほか、剝片、チップがある。採集地は能古島のほぼ全島にわたる。特に集中して採集されるのは、早田、江ノ口、北浦、也良崎である。しかしながら個々の資料についての採集地点が不明なため、時期や傾向の分析は不可能である。採集資料の石材は黒曜石が圧倒的に多く、サヌカイトやチャートは極めて少ない。黒曜石は腰岳産がほとんどであり、わずかに鉅島や針尾島産を含んでいる。

細石刃(第二図1・図版一の1)

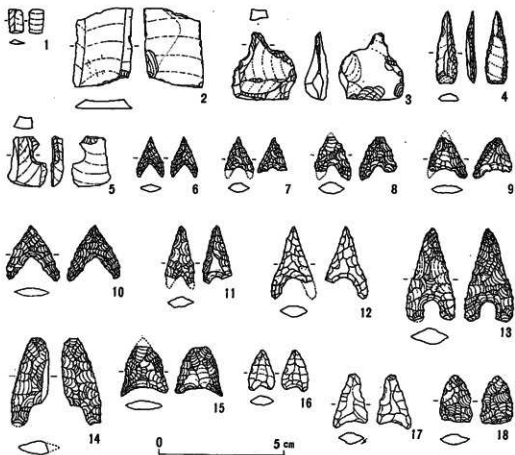
黒曜石の細長い縦長剝片を素材とし、二度の剝離加工を施して断面低三角形を呈する。半分を欠損し、現長九・六mm、幅六・三mm、厚さ一・八mmを測る。刃部に使用痕を残す。

石刃(第二図2・図版一の2)

黒曜石の縦長剝片を素材とし、断面は横長の台形状を呈す。三度の剝離で形成し、端部に調整剝離が行われ、刃部は細かい押圧剝離加工が施される。器の半分を欠損しており、現長三・一mm、幅二・一mm、厚さ三・五mmを測る。

石錐(第二図3・4・図版一の3・4)

3は黒曜石の自然面を



第2図 打製石器実測図(縮尺%)

残す不定形切片を素材とし、両側から数回の剝離を加えて刃部を作出する。長さ二・六㎝、幅二・五・五㎝、厚さ九㎜を測る。4は黒曜石の細長い縦長切片を素材とし、刃部は両面からの押圧剝離による入念な加工が施されている。長さ二・八・二㎝、幅八・二㎝、厚さ三・一㎜を測る。

石匙(第二図5・図版一の5) 黒曜石の縦長切片を素材とした縦型石匙であり、器の片面と下半部を欠損する。つまみ基部は交互剝離による調整が認められ、挟りおよび刃部は片面からの剝離による調整加工が施される。現長二〇㎝、幅一五・二㎝、厚さ三㎜を測る。

石鏃(第二図6・18・図版一の6・18) 奇蹟を受けた石鏃は破片を含めて一八点あり、一三点を図示した。いずれも無茎鏃であり、18のみが平基式、他は全て凹基式である。材質は12がサヌカイトで、他は黒曜石である。凹基式の石鏃の形態は、鋸形鏃の小形で基部の挟りが深いもの(6・17)、それよりやや大形のもの(8・9)、ハート形を呈し脚が極端に長いもの(10)と、三角鏃で脚が短かいもの(11)、脚が内彎気味に開くもの(12)、大形のもの(13・14)、および挟りが浅いもの(15・17)などの種類がある(表1)。

これらの打製石器は先土器時代を含み、縄文時代の

各時期にわたるものであろう。

北浦遺跡出土弥生土器・磁石（第三図～第五図・図版二～三）

これらの資料は、昭和五五年春、北浦字丸山一六一番地の森上哲彰氏宅の拡張工事の際に出土したものの一部であり、他にも土器片があったという。現地は北浦の沖積谷に南面する丘陵斜面の標高7mの地点である。現在は石垣が築かれており、土層の観察はできないが、狭い範囲で集中的に出土したということである。

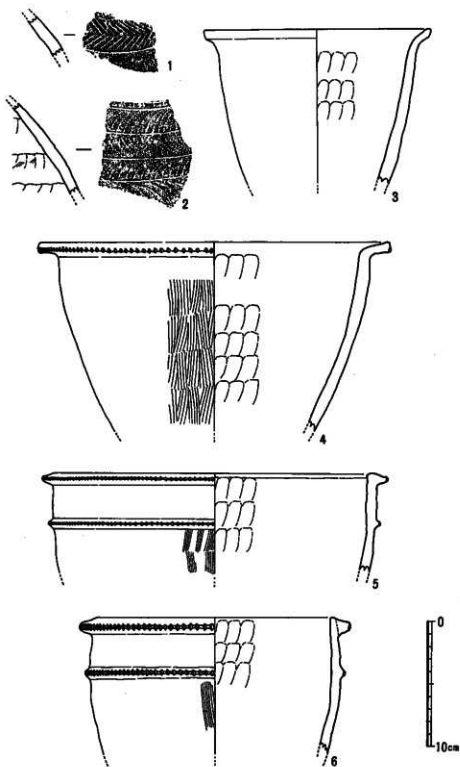
表1 石鏡計測一覧（●印は復元推定値）

No.	型式・形態	材質	長さ(●)	幅(●)	厚さ(●)	重さ(●)	備考
6	凹基無蓋・盤形	黒曜石	一六・一	一〇・〇	二・九	〇・三	完形
7	●	●	一六・一	一一・五	三・六	〇・三五	西脚欠損
8	●	●	一六・九	一四・〇	四・二	〇・六五	西脚欠損
9	●	●	一九・〇	一五・〇	二・八	〇・五五	西脚欠損、片脚欠
10	●	●	二二・〇	二一・〇	三・一	〇・八五	挟り、大深
11	● 三角形	サヌカイト	二五・〇	一〇・五	三・八	〇・八	両脚欠損
12	●	●	二八・二	一八・五	四・八	一・一五	円脚、片脚欠損
13	●	黒曜石	三六・五	一九・八	六・〇	二・八〇	円脚、壳形
14	●	●	三八・〇	二一・〇	五・五	二・三	円脚、片脚欠損
15	●	●	三三・〇	一八・五	三・五	〇・九五	頭欠損
16	●	●	一六・〇	一〇・〇	三・六	〇・五五	風化・磨耗
17	●	●	二一・二	一三・〇	四・五	一・一	風化・磨耗
18	平蓋無蓋・	●	一九・〇	二二・五	三・八	〇・九五	完形

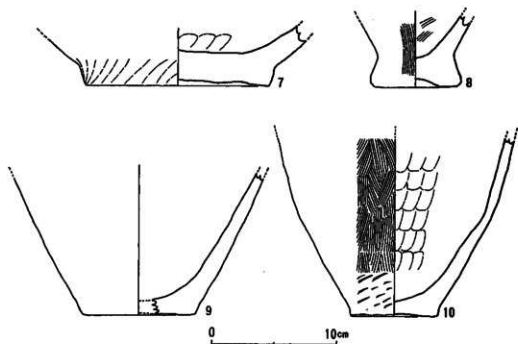
弥生土器（第三図～第四図・図版二） 壺形土器三点（1～2）、
7）、壺形土器七点（3～6、8～10）と、図示していない壺形土器体部片七点がある。

壺形土器 1は肩部の破片で、ヘラ状施文具による二条の沈線をもぐらし、その間に無軸羽状文を配している。表面はヘラ研磨を施し、内面はナデ調整である。胎土に細かい砂粒を含み、焼成はやや良好、器面は黄褐色を呈す。2は1よりも大きな壺形土器の肩部の破片である。頸部との境は二条の沈線と面し、肩部は四条の沈線の間に貝殻状施文具による羽状文を配している。胎土、焼成ともに良好で、器面は黄赤色を呈す。7は大型の壺形土器底部の破片で、復元底径は一四・四cmを測る。焼成は良好、器面は黄赤色である。

壺形土器 3は復元口径一八cmを測る小型の体部破片である。口縁部は如意形となり端部を丸くおさめる。体部は膨みをつくらず直線的にすばまっている。内外面ともにナデ調整であり、内面は粗雑である。胎土に砂粒を多く含み、焼成は普通、器面は灰褐色を呈する。4は鉢形土器に近い形態を示し、復元口径は二八cmを測る。口辺部は逆し字形に近く外反し、口縁端部下半に細かい刻目を連続する。外面は縦方向の粗いハケ目、内面はナデ調整である。胎土に粗い砂粒を含み、焼成は普通、器面は灰褐色を呈す。5～6は同一型式の壺形土器であり、断面三角形の貼り付け口縁に刻目を施し、口辺部下に刻目実帯をめぐらせるものである。5は復元口径二四・四cmを測り、外面は細かいハケ目、内面はナデ調整され、焼成は堅緻である。内面は黄褐色、外面は黒褐色を呈す。6は復元口径一八・



第3图 北浦遺跡出土弥生土器実測图I (繪尺 $\frac{1}{2}$)



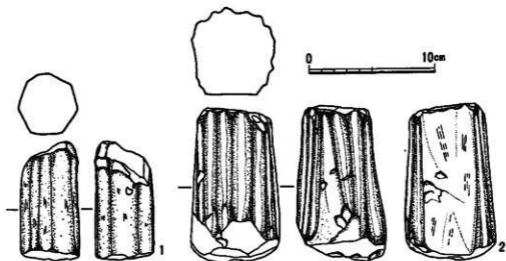
第4図 北浦遺跡出土弥生土器実測図Ⅱ (縮尺 $\frac{1}{2}$)

4cmを測り、5に比べて突帯も刻目も大きい。器面は磨滅しており、暗い黄褐色を呈す。8と10は底部の破片である。8は細味で身厚の上げ底を呈し、5と6と同一型式となるものである。底径は7・2cmを測り、外面はハケ目、内面はナデ調整である。焼成は良好で、器面は黄褐色である。9は復元底径八・8cmを測り、体部は直線的に外開する。胎土は粗く焼成も不良であり、器面の磨滅が著しい。10は底径六・9cmの底部から内寄気味に体部が立ち上がるもので、口縁部は如意形を呈すと考えられる。外面は細かいハケ目、内面はナデ調整され、焼成は整潔であり、器面は黄灰褐色を呈す。これらの弥生土器は、板付Ⅱ式および亀ノ甲タイプの範疇に入るものであり、これらの土器から知られる北浦遺跡の営まれた時期は、弥生時代前期末頃とされよう。

磁石(第五図・図版三) 磁石は二点ある。いずれも同一地点の出土品であり、これまで述べた弥生土器に伴うものと考えられる。

1は赤紫色の縞状の斑が入る砂岩を加工したもので、両端を欠損する。全部で八面の砥ぎ面を有しており、断面も不整八角形となっている。砥ぎ面は最大幅二・5cm、最小幅〇・9cmの間にあり、面はやや凹むが概して平坦である。現長九・4cm、最大径四・9cm、最小径四・5cmを測る。

2は黄色の斑をもつ白色砂岩製で、部分的に破損しているものの全体は完形である。一端がやや末広がりになる断面方形の角材を使用して磁石となしている。連続する二側面に幅広い平坦な砥ぎ面を作る以外は、他の側面は狭い溝状の砥ぎ面となっており、平坦砥ぎ



第5図 北浦遺跡出土砥石(縮尺 $\frac{1}{2}$)

面二、溝状砥
ぎ面十となっ
ている。長さ
一一・三 cm、
最大幅七・一
cm を測る。こ
の砥石は玉砥
石として使用
されたもので
あろう。

磨製石斧

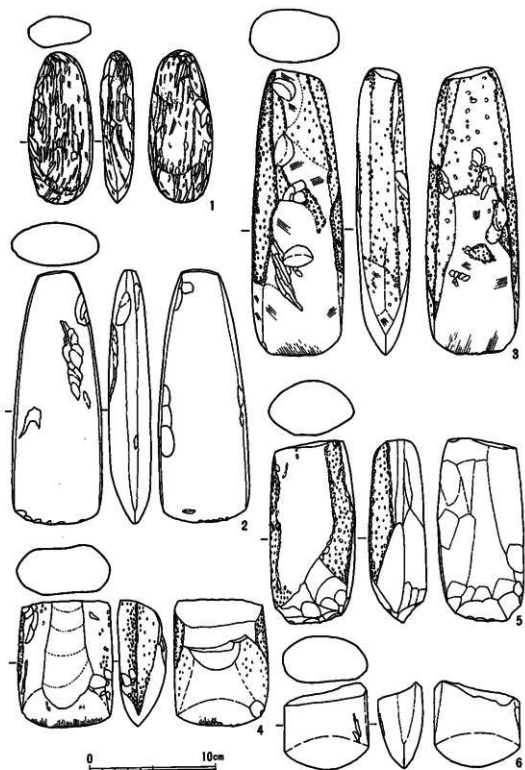
(第六図) 第
七図・図版三
一四

磨製石斧は
全部で七点あ
り、第六図 1
が島の南半部
の早田古墳群
付近から採集
された高田茂
廣氏寄贈品、
他は島の北端

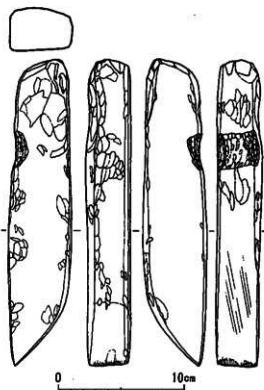
也良崎のアイランドパーク敷地内で採集された久保田耕作氏寄託品である。なお、以下の記述の部分名称は佐原真氏の定義を用いる。

両刃石斧(第六図1~6)

1 は蛇紋岩の自然円礫を素材とし、全体を研磨調整して石斧をつくる。平面形は長楕円形に近く、刃部は給刃(凸刃)、基端部は丸味を有している。長さ一一・九 cm、幅四・九 cm、刃長三・八 cm、厚さ二・六 cm、重さ二四・五 g を測る。小形品であり楔として使用されたのであろう。2 は蛇紋岩製の給刃石斧で、器面は風化し白色を呈す。基部はやや平坦であり、側縁は狭く平らである。刃部は鈍をつくらず、刃縁のカーブも小さい。基端面は丸味をもたず幅が狭く平坦である。長さ一九・八 cm、厚さ三・三 cm、刃長六・五 cm、重さ六五・〇 g を測る。3 は玄武岩製の太形給刃石斧である。刃部は鈍が無く、刃縁は中心部分が直刃に近い円刃である。刃縁部中央には斜角度の使用痕が認められる。両側縁部に敲打面を残し、両主面下半部は良く研磨されている。長さ二二・四 cm、厚さ四・二 cm、幅七・〇 cm、刃長六・四 cm、重さ一一・二 g を測る。4 は玄武岩製太形給刃石斧で、基面上半部を欠損する。刃部には鈍があり、刃縁のカーブは小さい。刃と直角方向の使用痕が認められる。両側縁は敲打で仕上げている。現長一〇・〇 cm、厚さ三・六 cm、幅七・六 cm、刃長六・九 cm を測る。5 は玄武岩製石斧の未製品であり、敲打段階で刃部を欠損している。長さ一四・三 cm、厚さ四・五 cm、幅六・八 cm を測る。6 も玄武岩製の石斧で、基部を欠損する。刃縁はカーブが大きく、刃面は相称に近い。現長七・〇 cm、厚さ三・五 cm、刃長六・六 cm を測る。



第6圖磨製石斧尖測圖(縮尺 $\frac{1}{2}$)



第7図 挟入片刃石斧実測図（縮尺1/3）

挟入片刃石斧（第七図・図版四の7） 粘板岩の角礫を用い、平坦な自然剥離面を一側面にして全面の研磨により片刃石斧を作出している。刃面の傾斜角度は約四〇度であり、両面に使用痕が認められる。挟りは片刃面と反対の主面上位に、両側面からの敲打で入れられている。基端は丸味を有し、刃の方向に傾斜している。長さ二四・〇cm、厚さ五・二cm、幅三・六cm、刃長二・六cmを測る。これらの石斧の中で、1と2は縄文時代、他は弥生時代に属するが、具体的な時期決定は不明である。

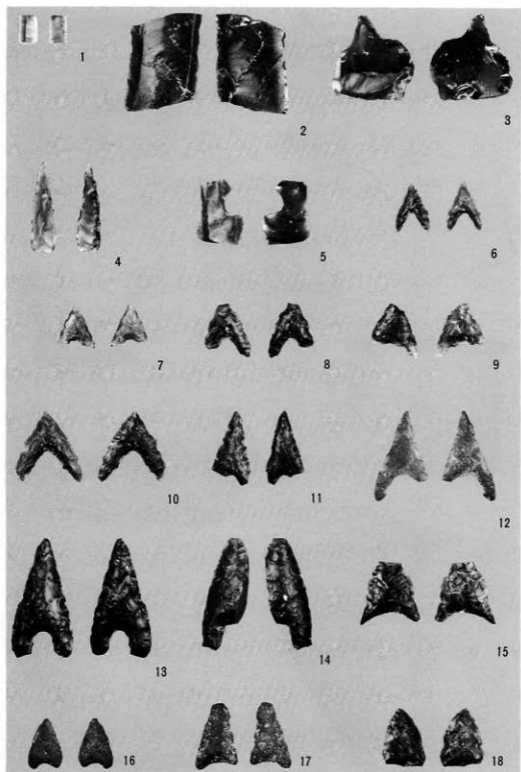
四、おわりに

能古島採集の考古資料が今年度当館に寄贈・寄託されたのを機会

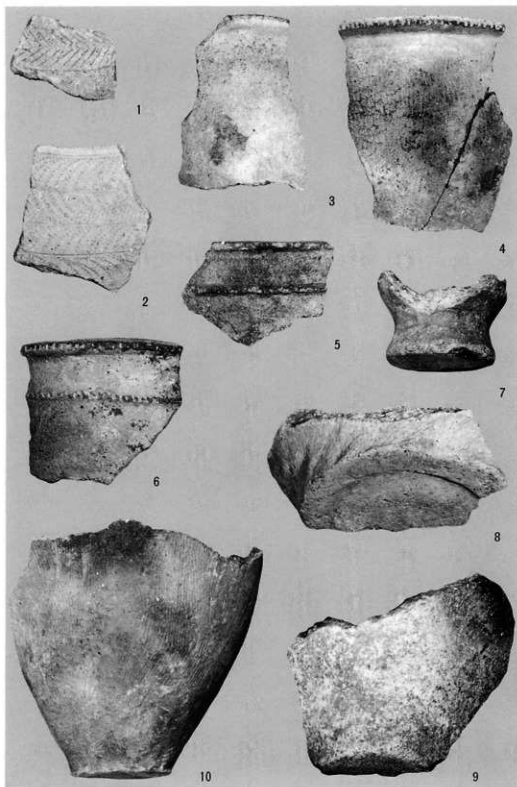
に、その紹介と共に能古島の歴史的環境にも若干ふれてみた。文献史料から推測できるこの島の歴史は確かに魅力あるものであり、今後その内容を豊富かつ具体化するためには、考古学的な調査と方法が必要であろう。ここに紹介した以外にも、島内には少なからず考古資料が収集されており、将来の目的意識的な発掘調査の先駆けとして、それらの資料の紹介の機会を別途持ちたいと考えている。なお、本稿を草するに当っては、高田茂廣、佐々木哲哉、井沢洋一、池崎謙二、田中寿夫、小畑弘己、渡辺和子諸氏の御教示と御助言をいただいた。記して謝意を表す次第である。

註

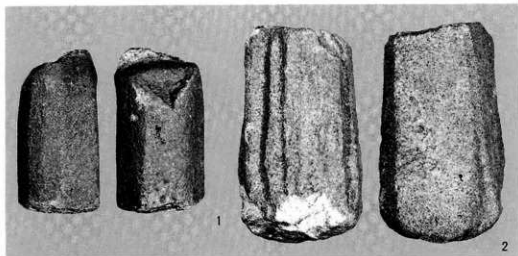
- (1) 金印遺跡調査団 志賀島 「漢委奴国王」金印と志賀島の考古学的研究 一九七五 福岡。
- (2) 三野 章 福岡市能古島の須玖式土器 九州考古学 1 一九五七 福岡。
- (3) 福岡市教育委員会 福岡市文化財分布地図（西部Ⅰ、中部・南部、東部Ⅰ、西部Ⅱ、東部Ⅱ） 一九七九—一九八三 福岡。
- (4) 九州大学教養部地学教室 能古島地質図 福岡市史別巻 36ページ 一九六八 福岡。
- (5) 吉川弘文館発行の国史大系版による。但し、伊藤常足の「太宰管内誌」や吉田東伍の「大日本地名辞書」など「延喜式」を引用した全ての著書は「能古島」としている。
- (6) 高田茂廣 筑前五ヶ浦船船 一九七六 福岡。
- (7) 高田茂廣 能古島物語 能古歴史研究会 一九七二 福岡。
- (8) 佐原 真 石斧論—横斧から縦斧へ— 考古論集 松崎寿和先生退官記念事業会 一九七七広島。石斧再論 森良次郎博士古稀記念考古学論集 一九八二 福岡。



打製石器



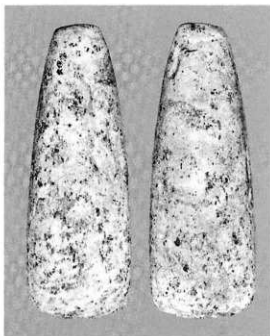
北浦遺跡出土弥生土器



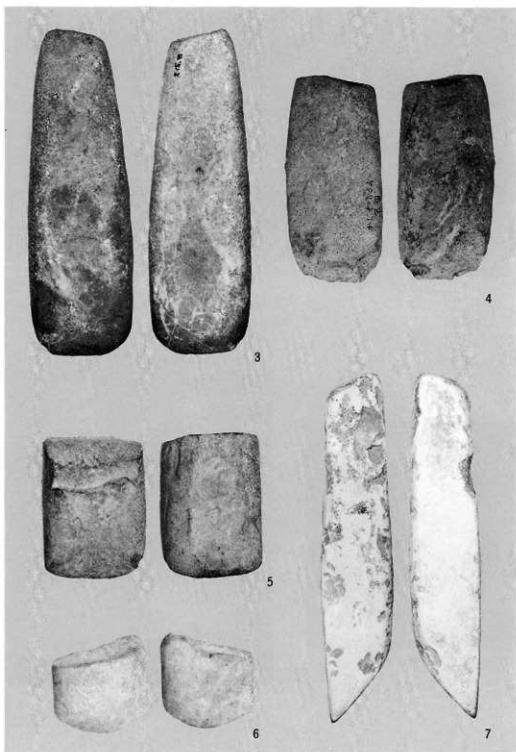
北浦遺跡出土砥石



早田出土磨製石斧



也良崎出土磨製石斧



也良崎出土磨製石斧

執 筆 者

- 高 田 茂 広 福岡市立歴史資料館嘱託
佐々木哲哉 福岡市立歴史資料館嘱託
後 藤 直 福岡市立歴史資料館館長
塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第8集

1984年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印 刷 正光印刷株式会社
福岡市西区大字徳永877の1

